

横浜市子どもの貧困対策に関する計画 (仮称) 骨子検討資料【事務局案】

1. 総論部分

1-1 横浜市の「子どもの貧困」の状況について①

近年、経済的困窮状態にある子どもの人数は増加しています。

	平成17年度	平成26年度	増加率等
生活保護を受給している18歳未満の子ども	7,424人	9,669人	30.2%増
生活保護を受給している母子世帯	3,047世帯	3,986世帯	30.1%増
児童扶養手当を受給している子ども	28,161人	30,595人	8.0%増
就学援助制度を利用している児童・生徒の割合	11.6%	14.4%	2.8ポイント増

(※) 生活保護を受給している18歳未満の子どもの数は、平成24年度以降、ほぼ横ばい傾向、児童扶養手当を受給している子どもの数は、平成22年以降は横ばいとなっている。

1-1 横浜市の「子どもの貧困」の状況について②

貧困状態にある子ども・家庭では、保護者の健康状態の課題や長時間の就労、必要なものが買えない、進学時の選択行動の制約、不登校の経験等の割合が高い傾向があります。

	回答全体	貧困状態にある世帯
保護者の健康状態（あまりよくない又はよくない）	8.1%	20.0%
過去1年間での保護者の複数就労	6.4%	17.7%
過去1年間で、お金が足りなくて必要な食料が買えない経験（よくあった又はときどきあった）	4.6%	19.0%
過去1年間で、お金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えない経験（よくあった又はときどきあった）	4.7%	21.6%
経済的な理由による進学の断念・学校の中退（ある又はこれまではないが今後その可能性がある）	20.7%	49.6%
不登校の経験（現在又は過去に経験がある）	3.8%	10.7%

（※）「横浜市 子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査」（速報値）

1-2 横浜市の計画策定について

○本市の地域の状況に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、横浜市の子どもの貧困対策に関する計画を策定します。

○この計画は、国の「子どもの貧困対策に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえて策定する、本市の任意計画です。

○計画期間：5か年（28年度～32年度）

1-3 計画の組み立て

- ①基本目標（計画全体の目標・理念）
- ②施策展開にあたっての基本的な考え方
（施策全体に共通する考え方）
- ③今後5か年で取組む施
（施策の柱建て）
※③に沿って、具体的な事業・取組を整理

1-4 計画の対象（案）

対象年齢：

大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め、妊娠期から概ね20代前半までの子ども・若者とその家庭

子ども・若者、家庭の状況等：

- ①現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭
- ②保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

1-5 基本目標（案）

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、

子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、生活を支え、保育・教育の機会と必要な学力を保障し、社会で求められる力を身に付けることができる環境を整えます。

1-6 施策展開の考え方（案）

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐため、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

① 「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの育ち・成長と教育の機会を保障するとともに、学びや体験の機会の充実及び進学や職業選択の支援等の環境づくりに取り組みます。

② 「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり

成長段階に応じた施策の連続性・継続性を持たせるとともに、そこに関わる人々の相互理解の促進とネットワーク化に取り組み、「切れ目のない支援」が、必要な子ども・若者へ「届く」仕組みをつくります。

③ 人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮

暮らしの安定と、少子高齢化の進む横浜の活力の維持・向上につながるよう、積極的な人材育成の観点と地域社会とのつながりに配慮した施策を展開します。

1-7 今後5か年で取組む施策（柱建て）（案）

施策1 見守る・つなぐ

困難を抱える子ども・若者、家庭を、区役所や地域等の多様な関わりの場面で把握し、関係機関との連携により、見守り、支援につなげていく。

施策2 子どもの育ち・成長を守る

- 子どもの健やかな育ち・成長・学力を等しく保障するための環境を整える。
- 困難を抱える子どもの生活を支える。

施策3 貧困の連鎖を断つ

- 地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図る。
- 進学や就学継続のための相談支援・経済的支援により、進路選択の可能性を高める。

施策4 困難を抱える若者の力を育む

初期相談から自立までの段階的な支援を行うとともに、地域との連携を深め、若者の現在及び将来の生活の安定を図る。

施策5 生活基盤を支え、貧困を予防する

現金給付による暮らしの保障と、保護者への就労促進により、生活自立に向けて支援する。

2. 各論部分

2-1 「施策1 見守る・つなぐ」現在の主な取組

	妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	18歳未満	18歳～	
子ども・若者 及び家庭	妊娠届出時の 看護職面談	乳幼児健診	スクールソーシャルワーカー・ スクールカウンセラー		青少年相談センター 地域ユースプラザ事業		
	妊婦健診	こんにちは赤 ちゃん訪問事 業	児童支援専任・生徒指導専任教諭 の配置			若者サポートステーション 事業 生活困窮状態の若者に対する 相談支援事業	
	妊娠・出産相 談支援事業	幼児期の教 育・保育	学校と区役所の連携強化 (区の学齢期対応窓口の一本化)				
		地域における 子育て支援					
	民生委員・児童委員						
	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業・区役所各課との連携)						



普遍的制度



生活困窮状態にある家庭等を対象

2-1 「施策1 見守る・つなぐ」の課題等

課題（アンケート・ヒアリング結果等から）

- 1 保育所・学校や児童相談所から見える状況では、経済的・福祉的な支援制度の利用を望まない世帯や適用条件にあてはまらないが所得の低い世帯の子どもが最も厳しい状況におかれている。制度利用していないため、子どもや家庭の状況の把握が困難。
- 2 地域、保育所・学校等で、困難を把握した場合であっても、既存の制度や事業の適用とならない状況では、区役所・児童相談所等が関わりを持つことは難しく、連携した対応が難しい。地域、保育所・学校等で、一定のフォローはしているものの、家庭の状況に関与することは難しく、課題の解決のための取組は難しい状況。
- 3 義務教育期までとは異なり、高校を中退した子どもは行政や支援機関から見えにくくなりやすく、早期のサポートが難しい。
- 4 区役所・児童相談所と学校との関係づくりや双方の役割への理解がまだ十分ではない。

対応の方向性（案）

- 1 学校と福祉（区役所・児童相談所・支援機関等）や区役所内部での連携強化
- 2 高校生以降の関わり方や、中退防止・在学中からの支援の仕組みづくり
- 3 母子保健、地域子育て支援の場、保育所・学校、区役所等の子ども・若者、子育て家庭との日常的な接点において、困難を抱える子ども等を把握し、見守ったり、支援につなげたりするための環境づくり

2-2 「施策2 子どもの育ち・成長を守る」現在の主な取組

	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満	18歳～
子どもの育ち・成長・学力の保障	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診 幼児期の教育・保育 	<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい授業の実施による基礎的学力の保障 ○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり ○子どもの社会的スキルの向上 ○学校における貧困問題への理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ 地域等と連携した放課後の学習支援 		
	小児医療費助成			青少年の地域活動拠点づくり事業	
		就学援助・私立学校就学奨励制度		就学支援金・学びなおし支援金	
生活保護・ひとり親家庭等の子どもの生活支援	育児支援家庭訪問事業、養育支援家庭訪問事業、横浜型児童家庭支援センター				
	寄り添い型学習等支援事業（生活・学習支援）				
	ひとり親家庭等医療費助成				
	ひとり親家庭等日常生活支援事業				
	母子生活支援施設				



普遍的制度



一部の子ども・家庭を対象



ひとり親家庭等の子ども・家庭を対象

2-2 「施策2 子どもの育ち・成長を守る」の課題等

課題（アンケートやヒアリング結果等から）

- 1 保護者の疾病・障害、子育てに関する知識やスキルが不十分であるなどのさまざまな理由により、子どもが家庭で適切な養育を受けることができない場合があり、愛着形成が不十分となり、情緒が安定しないことや自己肯定感が低いことがある。
- 2 保護者の疾病・昼夜逆転等の影響を受け、子どもが生活スキルを身に着けたり、保育所や学校へ行くことができず、生活リズムが整わず、また、学習に遅れを生じやすい。
- 3 ひとり親家庭等の中には、保護者が生活のため、ダブルワーク等で多忙であり、子どもが夜間まで子どもだけで過ごしたり、十分な養育を受けられない。この結果、子どもの成長や学力に影響が生じやすい。
- 4 学校を休んだ結果、子どもの学習に遅れが生じ、そのことがまた登校する意欲や学習に対する意欲を低下させている状況がある。

対応の方向性（案）

- 1 子どもの将来の貧困を防ぐ視点での日常の居場所（学校、保育所・幼稚園等）の役割
- 2 生活保護やひとり親家庭の子どもに対する生活支援

2-3 「施策3 貧困の連鎖を断つ」現在の主な取組

	小学生	中学生	～18歳未満	18歳～
学習支援・進学支援		<div data-bbox="672 354 919 422">教育支援専門員</div> <div data-bbox="672 454 919 579">寄り添い型学習等支援事業 (学習支援)</div>	<div data-bbox="938 459 1186 585">「学び直し」による学習支援 (定時制2校)</div>	
		<div data-bbox="440 596 904 688">寄り添い型学習等支援事業 (生活・学習支援)</div>		
就学継続支援			<div data-bbox="938 753 1394 831">就学支援金・学びなおし支援金</div> <div data-bbox="938 859 1186 936">高等学校奨学金</div> <div data-bbox="938 1059 1414 1136">生活困窮状態の若者に対する相談支援事業</div>	<div data-bbox="1193 916 1414 1002">市立大学の授業料減免等</div>

一部の子ども・若者を対象

2-3 「施策3 貧困の連鎖を断つ」の課題等

課題（アンケートやヒアリング結果等から）

- 1 生活保護を受けている子どもについて、その保護者が、子どものころにも生活保護を受けていた経験があることや、社会的養護の子どもの保護者にも、子ども時代に社会的養護を受けていたことは、めずらしい例ではない。
- 2 生活保護世帯等では、疾病・傷害、その他の理由により保護者が働いていない場合も多く、将来、子ども自身が働き、収入を得て生活するイメージが持てない。
- 3 貧困の連鎖に陥らないようにするためには、高校卒業や大学進学は大きなメリットになる。
- 4 学習の効果を高めるとともに、学校の成績の向上を図り、進学先の選択肢を広めるためには、学習支援等の取組は、より早い段階から実施することが必要。
- 5 奨学金を得て大学等へ進学した場合に、卒業後に安定的な就労につくことができない場合は、奨学金の返還が大きな負担となることから、高校卒業時点で進学をあきらめてしまう。

対応の方向性（案）

- 1 学習支援・進学支援の充実
- 2 就学継続のための支援（中退防止等）

2-4 「施策4 困難を抱える若者の力を育む」現在の主な取組

	中学生	～18歳未満 (高校生等)	18歳～
相談・就労 支援		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">青少年相談センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">若者サポートステーション</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">よこはま型若者自立塾</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">生活困窮者自立支援事業 (ジョブスポット等での就労支援)</div>	
自立に向けた 環境整備			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">施設等退所後児童アフターケア事業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域ユースプラザ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地域サポート事業</div>

困難を抱える若者対象

社会的養護の子ども対象

2-4 「施策4 困難を抱える若者の力を育む」の課題等

課題（アンケートやヒアリング結果等から）

- 1 少なくともひきこもり状態の若者が8,000人、無業状態の若者が、57,000人いると推計されている。
- 2 ひきこもり・無業状態等困難を抱える若者は、保護者の下で暮らしている場合や保護者の援助がある場合も多く、必ずしも現在貧困というわけではないが、貧困や社会的な孤立など将来のリスクへの対応として、若者支援を位置付けていくことが必要。
- 2 社会的養護の子どもについて、奨学金を利用した場合であっても、生活費・学費を全て自己負担し、大学等へ進学することは困難が大きく、また、大学卒業後の返済に耐えうる収入のある仕事につけるとは限らないため、大学等への進学をあきらめてしまうことがある。
- 4 一旦自立した後、離職や失職等をせざるを得ない状況となっても、家族等を頼ることができない場合も多く、孤立化し、生活困難に陥りやすい。
- 5 失職後等の再チャレンジに向けては、再就労の支援だけでなく、生活安定を含めた伴走的な支援が必要。

対応の方向性（案）

- 1 困難を抱える若者に対する段階的な支援と地域との連携
- 2 施設等退所後児童に対する退所から数年間の重点的な支援

2-5 施策5 「生活基盤を支え、貧困を予防する」現在の主な取組

	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満 (高校生等)	18歳～
現金給付	生活保護制度				
	生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金）				
	児童扶養手当				
	児童手当				
保護者の就労促進	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業・自立相談支援事業・家計相談支援事業）				
	被保護者自立支援プログラム事業				
	自立支援訓練教育給付金				
	高等職業訓練促進給付金				
	母子家庭等就業・自立支援センター事業				
その他	横浜市営住宅供給事業、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業				



普遍的制度



生活困窮状態にある家庭・保護者を対象



ひとり親家庭等を対象

2-5 「施策5 生活基盤を支え、貧困を予防する」の課題等

課題（アンケートやヒアリング結果等から）

- 1 ひとり親家庭等では、離婚等による環境の急激な変化に、保護者の心身がついていけないため、すぐに就労可能な状況ではない人がいる。
- 2 保護者に資格やスキルがない場合は、一定水準以上の収入を得ようとする長時間労働や夜間労働等、子育てとの両立が困難な就労先が多くなる。
- 3 ひとり親家庭等では、働き手も子育てもひとりで担っているため、安定的な収入を得ることができない場合や、失職等により、経済的困窮に陥りやすく、子育てに対する負担も大きくなりやすい。
- 4 母子世帯の約85%が就労している。 5 母子世帯の4割以上が世帯総収入が300万円未満。
- 6 生活保護世帯等では、疾病・傷害、その他等の理由により保護者が働いていない場合も多く、将来、自身が働き、収入を得て生活するイメージが持てない。

対応の方向性（案）

- 1 生活困窮者に対する生活の安定に向けた相談や自立に向けた支援
- 2 ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けた支援
- 3 ひとり親家庭等の子育てとの両立可能な就労に向けた支援

子どもの貧困対策に関する計画 概要【案】

基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、生活を支え、保育・教育の機会と必要な学力を保障し、社会で求められる力を身に付けることができる環境を整えます。

施策展開の考え方

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐため、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

①「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの育ち・成長と教育の機会を保障するとともに、学びや体験の機会の充実及び進学や職業選択の支援等の環境づくりに取り組みます。

②「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり

成長段階に応じた施策の連続性・継続性を持たせるとともに、そこに関わる人々の相互理解の促進とネットワーク化に取り組み、「切れ目のない支援」が、必要な子ども・若者へ「届く」仕組みをつくりま

③人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮

暮らしの安定と、少子高齢化の進む横浜の活力の維持・向上につながるよう、積極的な人材育成の観点と地域社会とのつながりに配慮した施策を展開します。

本市の現状と課題

- 福祉や経済的な支援制度につながっていない困難を抱える子ども・若者、家庭がいるため、学校・区役所、地域等の様々な場面で把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことが必要です。⇒施策1
- 貧困状態にある子ども・家庭では、保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できない等により、養育環境が十分に整えられていない場合があります。
また、家庭の経済的な理由により、進学に際し十分な機会を得ることが難しい状況等があります。⇒施策2・3・5
 - ・保護者の過去1年間での複数就労 17.7%（回答全体 6.4%）
 - ・経済的な理由による進学の断念・学校の中退（今後の可能性含）49.6%（回答全体 20.7%）
- 困難を抱える若者は社会的に孤立しがちであり、一層の困難な状況に置かれていくことから、現在の生活安定と将来の貧困を防止するため、相談から生活の支援、就職支援等、段階的な支援が必要です。⇒ 施策4

計画の対象

年齢層

大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め、妊娠期から概ね20代前半までの子ども・若者とその家庭

状況等

- 現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭
- 保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭など

今後5か年で取り組む施策

施策1 見守る・つなぐ

施策の方針

○困難を抱える子ども・若者、家庭を、区役所や地域等の多様な関わりの中で把握し、関係機関との連携により、見守り、支援につなげていく。

施策2 子どもの育ち・成長を守る

施策の方針

○子どもの健やかな育ち・成長・学力を等しく保障するための環境を整える。
○困難を抱える子どもの生活を支える。

主な取組

1 子どもの育ち・成長・学力の保障

○未就学期の教育・保育の保障 ○小児医療費助成
○わかりやすい授業の実施による基礎的学力の保障
○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり
○子どもの社会的スキルの向上 ○就学援助・私立学校就学奨励制度 ○学校における貧困問題への理解促進 ○地域と連携した放課後の学習支援 ○生活環境により昼食の用意が困難な中学生への支援

2 生活保護・ひとり親家庭等の子どもの生活支援

○ひとり親家庭の生活・学習支援
○生活困窮家庭の子どもへの生活支援
寄り添い型学習等支援事業（生活支援）
○ひとり親家庭等日常生活支援事業

施策4 困難を抱える若者の力を育む

施策の方針

初期相談から自立までの段階的な支援を行うとともに、地域との連携を深め、若者の現在及び将来の生活の安定を図る。

主な取組

1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

○よこはま型若者自立塾
○地域ユースプラザ

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

○施設等退所後児童アフターケア事業
○地域サポート事業

主な取組

1 生活困窮者への自立支援

○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化・地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進

2 母子保健施策・地域子育て支援施策

○妊娠期から子育て期にわたる相談支援
○地域子育て支援拠点事業の利用者支援事業等

3 学校と区役所等の連携強化

○区役所の学齢期対応の窓口の一本化○スクールソーシャルワーカー・カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置 ○高校中退防止・中退後の支援（生活困窮状態の若者に対する相談支援事業・地域ユースプラザ事業）

施策3 貧困の連鎖を断つ

施策の方針

○地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図る。
○進学や就学継続のための相談支援・経済的支援により、進路選択の可能性を高める。

主な取組

1 学習支援

○生活困窮家庭の子どもへの学習支援
寄り添い型学習等支援事業（学習支援）
○ひとり親家庭の生活・学習支援

2 進学支援・就学継続支援

○教育支援専門員による生活困窮家庭の子どもへの進学等の相談支援 ○高等学校奨学金制度

施策5 生活基盤を支え、貧困を予防する

施策の方針

現金給付による暮らしの保障と、保護者への就労促進により、生活自立に向けて支援する。

主な取組

1 生活基盤を支える現金給付

○生活保護制度 ○児童扶養手当

2 保護者の就労促進

○被保護者や生活困窮者への就労支援
○ひとり親家庭等への就労支援
自立支援教育訓練給付金
高等職業訓練促進給付金

成果の把握

計画の推進による成果を客観的に把握するための一つの手立てとして、目標値を次のように設定します。

施策	目標（仮）	直近の現状値	目標値（仮）
1	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3%	95.0%※1以上
2	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8%	75.0%※2以上
3	高校進学に向けて寄り添い型学習等支援事業に参加する子どもの数	488人	【調整中】
4	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善が見られた人数	1,082人	1,500人※1以上
5	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303人	1,900人※1以上 (26年度～6か年累計)

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値（平成31年度）

※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値（平成30年度）

横浜市子どもの貧困対策に関する計画（仮称）骨子（案）

（平成 27 年 10 月）

目次

第1章 総則

- 1 子どもの貧困対策に関する国の動き
 - (1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定
 - (2) 「子供の貧困対策に関する大綱」策定
- 2 子どもの貧困と子どもの貧困対策
 - (1) 子どもの貧困
 - (2) 子どもの貧困率
 - (3) 子どもの貧困対策
- 3 本市の計画策定
 - (1) 本市の現状
 - (2) 計画策定理由
 - (3) 計画の位置づけと他計画との関係
 - (4) 計画期間
 - (5) 計画の対象

第2章 本市の子どもの貧困の状況

- 1 本市における子どもの貧困の実態把握の方法
 - (1) 市民アンケート
 - (2) 対象者アンケート
 - (3) 支援者ヒアリング
- 2 本市における子どもの貧困に関する状況
 - (1) 本市における子どもの貧困に関する状況
 - (2) 子ども・家庭の課題と子どもの貧困
 - (3) 世代間連鎖の状況と必要となる支援

第3章 子どもの貧困対策における取組の視点

- 1 子どもの心身の健康保持、情緒の安定、自己肯定感の醸成
- 2 学力保障と学校と福祉の連携
- 3 多様な大人との関わり
- 4 ひとり親家庭の保護者に対する自立支援における子育てとの両立の視点
- 5 社会的養護の子ども・家庭等へのアプローチ
- 6 困難を抱える若者支援
- 7 支援につながっていない子ども・若者、家庭の見守り

第4章 本市の子どもの貧困対策

- 1 基本目標
- 2 施策展開にあたっての基本的な考え方
- 3 施策の柱
- 4 計画の目標
- 5 計画の体系

第5章 子どもの貧困対策に関する取組

施策1 見守る・つなぐ

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

施策2 子どもの育ち・成長を守る

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

施策3 貧困の連鎖を断つ

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

施策4 困難を抱える若者の力を育む

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

施策5 生活基盤を支え、貧困を予防する

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

第6章 計画の推進

第1章 総則

1 子どもの貧困対策に関する国の動き

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

ア 制定の背景

国の調査（平成 25 年度国民生活基礎調査（厚生労働省））によれば、我が国の子どもの貧困率は 16.3%（2012 年）となりました。2010 年の OECD 加盟国の子どもの貧困率を、低い順から並べた場合、我が国は 34 か国中 25 位と、子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にあります。

また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（90.8%）は、子ども全体の進学率（98.6%）と比較して低い水準になっています。

このような事情等を背景に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。以下「同法」という。）が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

イ 同法の概要

○ 目的（第 1 条）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

○ 地方公共団体の責務（第 4 条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○ 大綱の制定（第 8 条）

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定める。

<大綱に定める事項>

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ② 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援に関する事項
- ④ 生活の支援に関する事項
- ⑤ 保護者に対する就労の支援に関する事項
- ⑥ 経済的支援に関する事項
- ⑦ 調査及び研究に関する事項

- 都道府県子どもの貧困対策計画策定の努力義務（第9条）
都道府県は大綱を勘案して、都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。（市町村に関する規定はありません。）

(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」策定

ア 策定の経過

国においては、平成26年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」が開催され、子どもの貧困対策に関する大綱の案を作成することになりました。

また、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下に、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、幅広く関係者から意見聴取が行われました。検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として内閣府特命担当大臣に平成26年6月に提出しました。

国では、この意見を受け、検討・調整を図った上で、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「国の大綱」という）を策定しました。

イ 国の大綱の概要

国の大綱では、子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率やひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、この指標の改善に向けて、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の重点施策を総合的に推進することとされました。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）	
目的・理念 ○ 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。 ○ 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。	
子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）	
目的・理念 ○ 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。 ○ 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。	
基本的な方針	指標の改善に向けた当面の重点施策
○ 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。 ○ 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。 ○ 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。 など、10の基本的な方針	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <教育の支援> ○ 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進 ・きめ細かな学習指導による学力保障 ・スクールソーシャルワーカーの配置充実 ○ 教育費負担の軽減 ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組 ・高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減 ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入 ○ 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進 ○ 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> 全ての 子どもたちが 夢と希望を 持って成長 していける 社会の 実現 </div> <div style="width: 30%;"> <生活の支援> ○ 保護者の生活支援 ・保護者の自立支援 ○ 子供の生活支援 ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等 ○ 関係機関が連携した支援体制の整備 ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築 ○ 支援する人員の確保 ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など </div> </div>
子供の貧困に関する指標	<経済的支援>
○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% <small>（平成25年度）</small> ○ スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 <small>（平成25年度）</small> ○ ひとり親家庭の親の就業率 ・母子家庭の就業率：80.6% <small>（正規39.4% 非正規47.4%）</small> ・父子家庭の就業率：91.3% <small>（正規67.2% 非正規8.0%）</small> ○ 子供の貧困率 16.3% <small>（平成24年）</small> など、25の指標	○ 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し ○ ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究 ○ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大 ○ 養育費の確保に関する支援 など
	<施策の推進体制等>
	○ 対策会議を中心とする政府一体となった取組 ○ 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援 ○ 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

〈子供の貧困に関する指標〉

生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8% (平成 25 年)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (平成 25 年)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (平成 25 年)
生活保護世帯に属する子供の就職率	中学校卒業後の進路：就職率 2.5% 高等学校等卒業後の進路：就職率 46.1% (平成 25 年)
児童養護施設の子供の進学率及び就職率	中学校卒業後：進学率 96.6%、就職率 2.1% 高等学校等卒業後：進学率 22.6%、就職率 69.8% (平成 25 年)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園)	72.3% (平成 23 年度)
ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	中学校卒業後：進学率 93.9%、就職率 0.8% 高等学校卒業後：進学率 41.6%、就職率 33.0% (平成 23 年度)
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008 人 (平成 25 年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に 1,534 箇所配置 (平成 24 年度)
就学援助制度に関する周知状況	・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9% ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0% (平成 25 年度)
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子)	無利子：予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% 有利子：予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0% (平成 25 年度実績)
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%) (平成 23 年度)
子供の貧困率	16.3% (平成 24 年)
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6% (平成 24 年)

2 子どもの貧困と子どもの貧困対策

(1) 子どもの貧困

「子どもの貧困」について、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や、「子供の貧困対策に関する大綱」においても明確には、定義はされていません。

しかし、経済的困窮状態であることにより、子どもの成長や学習に必要な物が不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりする（剥奪がある）こと、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子どもが、健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況があります。

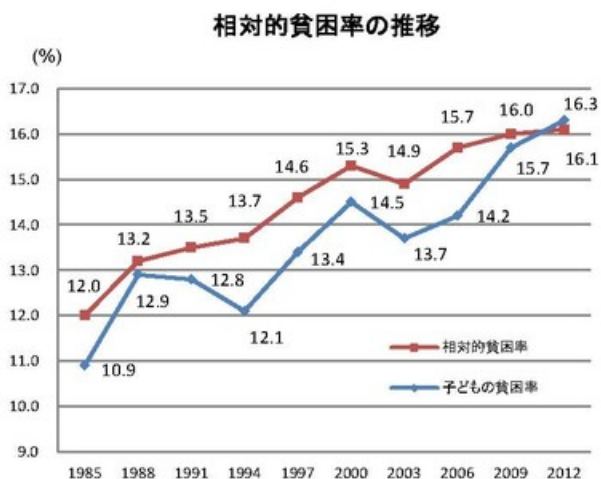
また、これらの状況は、家庭や本人の努力だけでは改善することが困難となっているため、子どもの貧困は、対策を図るべき課題として考えられています。

(2) 子どもの貧困率

「子どもの貧困率」は、全ての子どもに対する家族一人あたりの可処分所得が、貧困ライン（家族一人あたりの可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している、国の子どもの貧困率は、1985年は10.9%でした。

その後、3年ごとの統計の中で、全体の傾向としては、上昇を続け、2006年には、14.2%、2009年には、15.7%、2012年には、16.3%となっています。



出所：厚生労働省(2011,2014)「平成22年、平成25年 国民生活基礎調査 結果の概要」

(3) 子どもの貧困対策

国の大綱では、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の重点施策を総合的に推進することとされていますが、これら4つの支援に掲げられた取組は次のように分類することができます。

- ①経済的困窮状態であることが要因となって、成長に必要な物質が不足したり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりすることで、子どもが健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況を改善する取組
- ②現在貧困状態にある子どもが、大人になったときに貧困に陥ることがないようにする「貧困の連鎖」を断つための取組
- ③現に経済的困窮状態である子ども・家庭に加え、様々な困難を抱えやすく経済的に不安定になるリスクの高い層の生活の安定を図る取組
- ④子どもの将来の貧困を防ぐための、学校教育における学力保障の取組
- ⑤困難を抱える又は困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、及び家庭を支援につなげたり、見守ったりする取組

3 本市の計画策定

(1) 本市の現状

本市では、現在も、小中学生への生活支援・学習支援の取組や就学援助制度、ひとり親家庭に対する就労支援など、国の大綱の重点施策に掲げられた取組を行っていますが、社会経済状況等の影響を受け、生活保護や児童扶養手当を受給している子どもの数は増加しています。

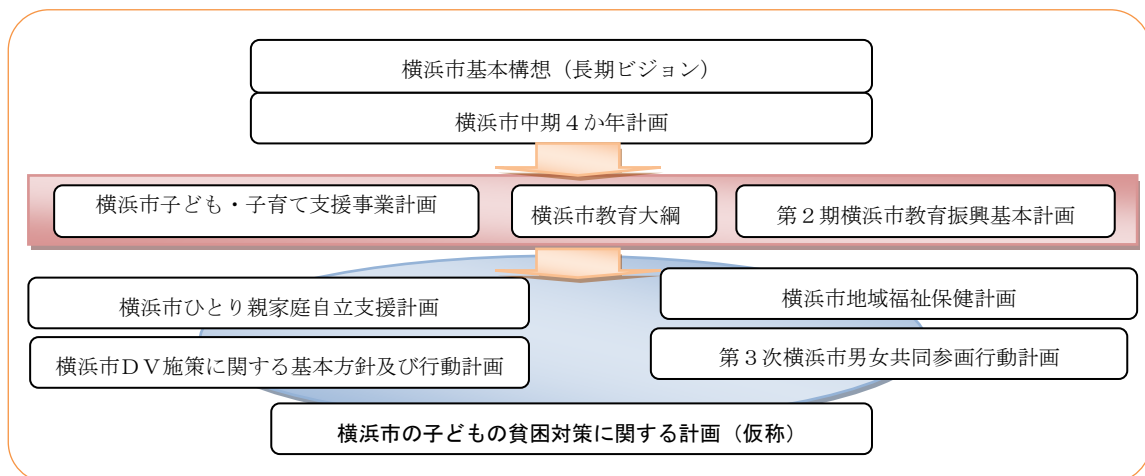
また、貧困状態にある子ども・家庭では、保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できない等により、養育環境が十分に整えられていない場合があります。また、家庭の経済的な理由により、進学に際し十分な機会を得ることが難しい状況等があります。

(2) 計画策定理由

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくこと及び、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として、任意で計画を策定します。

(3) 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、国が策定した大綱を踏まえつつ、昨年度策定した中期4か年計画や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育大綱」「第2期横浜市教育振興基本計画」等における課題背景や基本的な考え方等を基に、子どもの貧困対策に資する取組について、改めて整理するとともに、本市としての基本目標や、施策展開の考え方、今後5か年で取組む施策について示していくものです。



(4) 計画期間

5年間（平成28年度から32年度まで）

(5) 計画の対象

ア 年齢層

大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め、妊娠期から概ね20代前半までの子ども・若者とその家庭

イ 状況等

(ア) 現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭

(イ) 保護者の疾病・傷害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

横浜市子ども・子育て支援事業計画
～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～

(1) **目指すべき姿**

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

(2) **計画推進のための基本的な視点**

① 「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子ども・青少年がそれぞれの持つ力を十分発揮するとともに、大人がその力を引き出し、社会全体で子ども・青少年を育てていくため、全ての子ども・子育て施策において、子ども・青少年の視点に立った施策・事業を展開します。

② 全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長する中で必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えるため、全ての子ども・青少年を対象とします。

③ それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

人が健全で幸福な成長発達を遂げるためには、各成長段階で達成しておかなければならない課題があり、次の成長段階にスムーズに移行するためにも、それぞれの成長段階で習得しておくべき課題があると言われています。

子どもの育ちを支援していくために、子どもがそれぞれの成長段階に必要な体験を積み重ね、充実した日々を過ごすことができるようにするとともに、それぞれの成長段階に応じた育ちや学びが連続性を持って積み重なるよう、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携し、支援の連続性・一貫性を大切にしていきます。

④ 子どもの内在する力を引き出す支援

子ども・青少年には、自ら育とうとする力、生き方を切り拓いていこうとする力が内在しています。

一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるよう、大人が子どもに全幅の信頼を置き、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にしていきます。

⑤ 家庭の子育て力を高めるための支援

子どもと関わり、育てることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育て家庭が安心して楽しみながら子育てができるよう、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担を軽減するとともに、子どもと向き合い、成長を喜び合えるような家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

⑥ 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

家庭や行政だけでなく、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえ、「自助・共助・公助」の考え方を大切にしていきます。全ての子ども・青少年に豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていきます。

様々な人たちが、課題認識から役割の自覚、具体的行動へと移行できるよう、子ども・子育て家庭とのつながりづくりや、交流・活動への参加機会の確保、担い手を支える仕組みづくり、支援機関・支援者の連携促進など、人材の発掘、育成にも一層注力していきます。

1 「横浜教育ビジョン」に基づく横浜が目指す教育の姿

教育の使命

「横浜教育ビジョン」では教育の使命としての基本理念を示しています。

- 子どもの**確かな学力**と**豊かな心**、**健やかな体**を育むことで、人格の完成を目指し、社会を担う者としての資質を身に付けた「市民」を育成すること。
- 先人が築き上げたものを大切にしつつ**新たな挑戦をしていく姿勢**、自らが幸せに生きるとともに**他者の幸せにも寄与しようとする姿勢**を育むこと。

「横浜教育ビジョン」が目指す“横浜の子ども”

3つの基本(知・徳・体)



【知】確かな学力

基礎・基本の定着とともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習する態度を身に付けます

【徳】豊かな心

豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動します



【体】健やかな体

健康で安全な生活を心がけるとともに、運動に親しみ、自らの健やかな体をつくりま



2つの横浜らしさ(公・開)



【公】公共心と社会参画意識

横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり、貢献します



【開】国際社会に寄与する開かれた心

横浜の歴史や伝統・文化を尊重する姿勢と国際社会で活躍できる力を身に付けます

第2章 本市の子どもの貧困の状況

1 本市における子どもの貧困の実態把握の方法

(1) 市民アンケート

市民アンケートは、平成27年4月1日現在の年齢が0歳から24歳未満の子ども・若者がいる世帯のうち6,000世帯を対象にして実施しました。

国が「相対的貧困率¹⁾」の基準としている「可処分所得」（「貧困線」）を下回る世帯で生活する子どもの推計に必要な情報（世帯人員数、所得の水準等）を把握すること、また、各世帯における生活の様子や物質的剥奪²⁾の状況、子ども・若者や保護者の健康状態や就業の状況等を把握することにより、「貧困」の状態にあると考えられる方の状況を様々な観点から分析することを目的に、アンケート調査を実施しました。

(2) 対象者アンケート

国の大綱では、子どもの貧困対策によって「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援を要する緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。

対象者アンケートは、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯、生活保護を受給している世帯、寄り添い型学習支援制度を利用している世帯の保護者ならびに中学生・高校生を対象に実施しました。また、児童養護施設で生活する中学生・高校生に対しても調査を実施しました。

これらの調査は、支援を要する緊急度の高い子どもや家庭の様子について把握すること、ならびに、必要とする支援策等について直接的にご意見を伺うことを目的に実施しました。

¹ 相対的貧困率：「相対的貧困率」とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。また、「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除き、児童手当などの政府からの公的な援助を加えた所得）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）をいいます。「貧困線」とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。（厚生労働省の国民生活基礎調査に関する資料より）

² 物質的剥奪：「物質的剥奪（material deprivation）」とは、貧困の状態について、「金銭的な」または「インプット」側の指標ではなく、「非金銭的な」「アウトプット」側の側面に着目した際に用いられる概念・用語であり、社会において最低限必要な物が得られていない状況をいいます。（OECD「Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY IN OECD COUNTRIES」（2008）より）

(3) 支援者ヒアリング

対象者ヒアリングは、日ごろから困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている、区役所職員や施設等の職員、学校の教員やNPO法人等、計17の機関・団体等に対して実施しました。

ヒアリングは、支援に関わる方の視点から、貧困状態にある子どもや家庭の生活の様子をうかがうこと、ならびに、貧困状態に至ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的として実施しました。

2 本市における子どもの貧困に関する状況

(1) 本市における子どもの貧困に関する状況

国の貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合について

暮らし向きに関する認識

「物質的剥奪」の状況にある世帯の割合について

経済的困難等、特に困難を抱えやすい子ども・世帯について

(2) 子ども・家庭の課題と子どもの貧困

保護者の成育歴・DV経験

保護者の障害・健康問題

保護者の「社会的孤立」の状況

保護者の最終学歴

保護者の就業状況

ネグレクトを含む児童虐待、基本的な生活習慣の乱れ

子どもの障害・健康問題

子どもの「孤独」の状況

子どもの低学力・学習の遅れ

子どもの不登校

子どもの学歴・中退

子どもの不安定就業・無業、引きこもり

(3) 世代間連鎖の状況と必要となる支援

学歴の再生産

保護者の置かれている状況と必要な支援

第3章 子どもの貧困対策における取組の視点

- 1 子どもの心身の健康保持、情緒の安定、自己肯定感の醸成**
- 2 学力保障と学校と福祉の連携**
- 3 多様な大人との関わり**
- 4 ひとり親家庭の保護者に対する自立支援における子育てとの両立の視点**
- 5 社会的養護の子ども・家庭等へのアプローチ**
- 6 困難を抱える若者支援**
- 7 支援につながっていない子ども・若者、家庭の見守り**

第4章 本市の子どもの貧困対策

1 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、生活を支え、保育・教育の機会と必要な学力を保障し、社会で求められる力を身に付けることができる環境を整えます。

2 施策展開にあたっての基本的な考え方

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐため、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

① 「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの育ち・成長と教育の機会を保障するとともに、学びや体験の機会の充実及び進学や職業選択の支援等の環境づくりに取り組みます。

② 「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり

成長段階に応じた施策の連続性・継続性を持たせるとともに、そこに関わる人々の相互理解の促進とネットワーク化に取り組み、「切れ目のない支援」が、必要な子ども・若者へ「届く」仕組みをつくります。

③ 人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮

暮らしの安定と、少子高齢化の進む横浜の活力の維持・向上につながるよう、積極的な人材育成の観点と地域社会とのつながりに配慮した施策を展開します。

3 施策の柱

① 見守る・つなぐ

○困難を抱える子ども・若者、家庭を、区役所や地域等の多様な関わりの場面で把握し、関係機関との連携により、見守り、支援につなげていきます。

② 子どもの育ち・成長を守る

○子どもの健やかな育ち・成長・学力を等しく保障するための環境を整えます。
○困難を抱える子どもの生活を支えます。

③ 貧困の連鎖を断つ

○地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。
○進学や就学継続のための相談支援・経済的支援により、進路選択の可能性を高めます。

④ 困難を抱える若者の力を育む

○初期相談から自立までの段階的な支援を行うとともに、地域との連携を深め、若者の現在及び将来の生活の安定を図ります。

⑤ 生活基盤を支え、貧困を予防する

○現金給付による暮らしの保障と、保護者への就労促進により、生活自立に向けて支援します。

4 計画の目標

計画の推進による成果を客観的に把握するための一つの手立てとして、目標値を設定します。

施策	目標（仮）	直近の現状値	目標値 （平成 32 年度）
1	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3%	95.0%※1 以上
2	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8%	75.0%※2 以上
3	高校進学に向けて寄り添い型学習等支援事業に参加する 子どもの数	488 人	【調整中】
4	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善が 見られた人数	1,082 人	1,500 人※1 以上
5	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの 就労者数	303 人	1,900 人※1 以上 (26 年度～6 か年累計)

※1 子ども・子育て支援事業計画の目標値（平成 31 年度）

※2 教育振興基本計画の目標値（平成 30 年度）

5 計画の体系

成長段階に応じた施策間での連続性・継続性を持たせるとともに、そこに関わる人々の相互理解の促進に資するため、5つの「施策の柱」ごとに整理します。

第5章 子どもの貧困対策に関する取組

施策1 見守る・つなぐ

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

施策2 子どもの育ち・成長を守る

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

施策3 貧困の連鎖を断つ

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

施策4 困難を抱える若者の力を育む

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

施策5 生活基盤を支え、貧困を予防する

- 1 施策の方針
- 2 子どもの貧困対策としての主な取組
- 3 関連する事業・取組

施策1 見守る・つなぐ

1 施策の方針

困難を抱える子ども・若者、家庭を、区役所や地域等の多様な関わりの場面で把握し、関係機関との連携により、見守り、支援につなげていく。

2 子どもの貧困対策としての主な取組

(1) 生活困窮者への自立支援

○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化・地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進

(2) 母子保健施策・地域子育て支援施策

○妊娠期から子育て期にわたる相談支援
○地域子育て支援拠点事業の利用者支援事業 等

(3) 学校と区役所等の連携強化

○区役所の学齢期対応の窓口の一本化
○スクールソーシャルワーカー・カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置
○高校中退防止・中退後の支援（生活困窮状態の若者に対する相談支援事業・地域ユースプラザ事業）

3 関連する事業・取組

- 妊娠届出時の看護職面談
- 妊婦健診
- 妊娠・出産相談支援事業
- 乳幼児健診
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 幼児期の教育・保育
- 地域における子育て支援
- 青少年相談センター
- 若者サポートステーション事業
- 民生委員・児童委員
- 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業・区役所各課との連携）

施策2 子どもの育ち・成長を守る

1 施策の方針

- 子どもの健やかな育ち・成長・学力を等しく保障するための環境を整える。
- 困難を抱える子どもの生活を支える。

2 子どもの貧困対策としての主な取組

(1) 子どもの育ち・成長・学力の保障

- 未就学期の教育・保育の保障
- 小児医療費助成
- わかりやすい授業の実施による基礎的学力の保障
- 自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり
- 子どもの社会的スキルの向上
- 就学援助・私立学校就学奨励制度
- 学校における貧困問題への理解促進
- 地域と連携した放課後の学習支援
- 生活環境により昼食の用意が困難な中学生への支援

(2) 生活保護・ひとり親家庭等の子どもの生活支援

- ひとり親家庭の生活・学習支援
- 生活困窮家庭の子どもへの生活支援（寄り添い型学習等支援事業（生活支援））
- ひとり親家庭等日常生活支援事業

3 関連する事業・取組

- 乳幼児健診
- 幼児期の教育・保育
- 放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ
- 就学援助・私立学校就学奨励制度
- 就学支援金・学びなおし支援金
- 青少年の地域活動拠点づくり事業
- 育児支援家庭訪問事業、養育支援家庭訪問事業、横浜型児童家庭支援センター
- 寄り添い型学習等支援事業（学習支援）
- ひとり親家庭等医療費助成
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 母子生活支援施設

施策3 貧困の連鎖を断つ

1 施策の方針

- 地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図る。
- 進学や就学継続のための相談支援・経済的支援により、進路選択の可能性を高める。

2 子どもの貧困対策としての主な取組

(1) 学習支援

- 生活困窮家庭の子どもへの学習支援（寄り添い型学習等支援事業（学習支援））
- ひとり親家庭の生活・学習支援

(2) 進学支援・就学継続支援

- 教育支援専門員による生活困窮家庭の子どもへの進学等の相談支援
- 高等学校奨学金制度

3 関連する事業・取組

- 教育支援専門員
- 寄り添い型学習等支援事業（生活・学習支援）
- 「学びなおし」による学習支援（定時制2校）
- 就学支援金・学びなおし支援金
- 高等学校奨学金
- 市立大学の授業料減免制度
- 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業

施策4 困難を抱える若者の力を育む

1 施策の方針

初期相談から自立までの段階的な支援を行うとともに、地域との連携を深め、若者の現在及び将来の生活の安定を図る。

2 子どもの貧困対策としての主な取組

(1) 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

- よこはま型若者自立塾
- 地域ユースプラザ

(2) 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

- 施設等退所後児童アフターケア事業
- 地域サポート事業

3 関連する事業・取組

- 青少年相談センター
- 若者サポートステーション
- よこはま型若者自立塾
- 生活困窮者自立支援事業（ジョブスポット等での就労支援）
- 施設等退所後児童に対するアフターケア事業
- 地域ユースプラザ事業
- 地域サポート事業

施策5 生活基盤を支え、貧困を予防する

1 施策の方針

現金給付による暮らしの保障と、保護者への就労促進により、生活自立に向けて支援する。

2 子どもの貧困対策としての主な取組

(1) 生活基盤を支える現金給付

- 生活保護制度
- 児童扶養手当

(2) 保護者の就労促進

- 被保護者や生活困窮者への就労支援
- ひとり親家庭等への就労支援（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）

3 関連する事業・取組

- 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金の支給）
- 児童手当
- 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業・自立相談支援事業・家計相談支援事業）
- 被保護者自立支援プログラム事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- 横浜市営住宅供給事業、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業

第6章 計画の推進

○計画の推進にあたっての連携体制、推進体制について

本市の子どもの貧困等に関する状況

※タイトルを赤字で記載している項目が、第1回子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会（7月22日開催）後、追加した項目となります。

子どもの貧困に関する状況 まとめ

1.生活保護世帯

- 過去20年間で保護世帯数は3.4倍の増加、母子世帯は3.8倍の増加
- 20歳未満の被保護人員数は10,415人
- H26の15歳未満被保護率（人員）は1.54%
- 中学校卒業後の全日制高校進学率は全国が67.6%（H25）に対し、本市は52%（H26）
- 大学等進学率は全国が19.2%（H25）に対し、本市は22.6%（H26）

P3-

2.ひとり親世帯

- H22の18歳未満の子どもを持つひとり世帯数は26,348世帯。18歳未満の子どもを持つ一般世帯に対する比率は7.3%
- 母子世帯の84.7%、父子世帯の90.5%が就業している。母子世帯のうち、正社員の就業率は35.5%
- 生活保護を受給する母子世帯のうち就業している比率は55.9%
- 児童扶養手当の支給対象児童数は平成25年度で3万1千人

P10-

3.社会的養護

- 平成25年度末現在、乳児院に91人、児童養護施設に572人が措置されている。18歳未満人口に占める比率は0.11%
- 本市の児童養護施設では、恒常的に措置人員数が市内施設定員を上回っている
- 里親等委託率は全国に比べて低い
- 中学卒業後の高等学校等への進学率は100%
- 大学等進学率は全国が11.4%に対し、本市は15.8%

P20-

4.子育て世帯の所得

- 平成25年度の就学援助認定率は14.8%、認定者数は39,593人

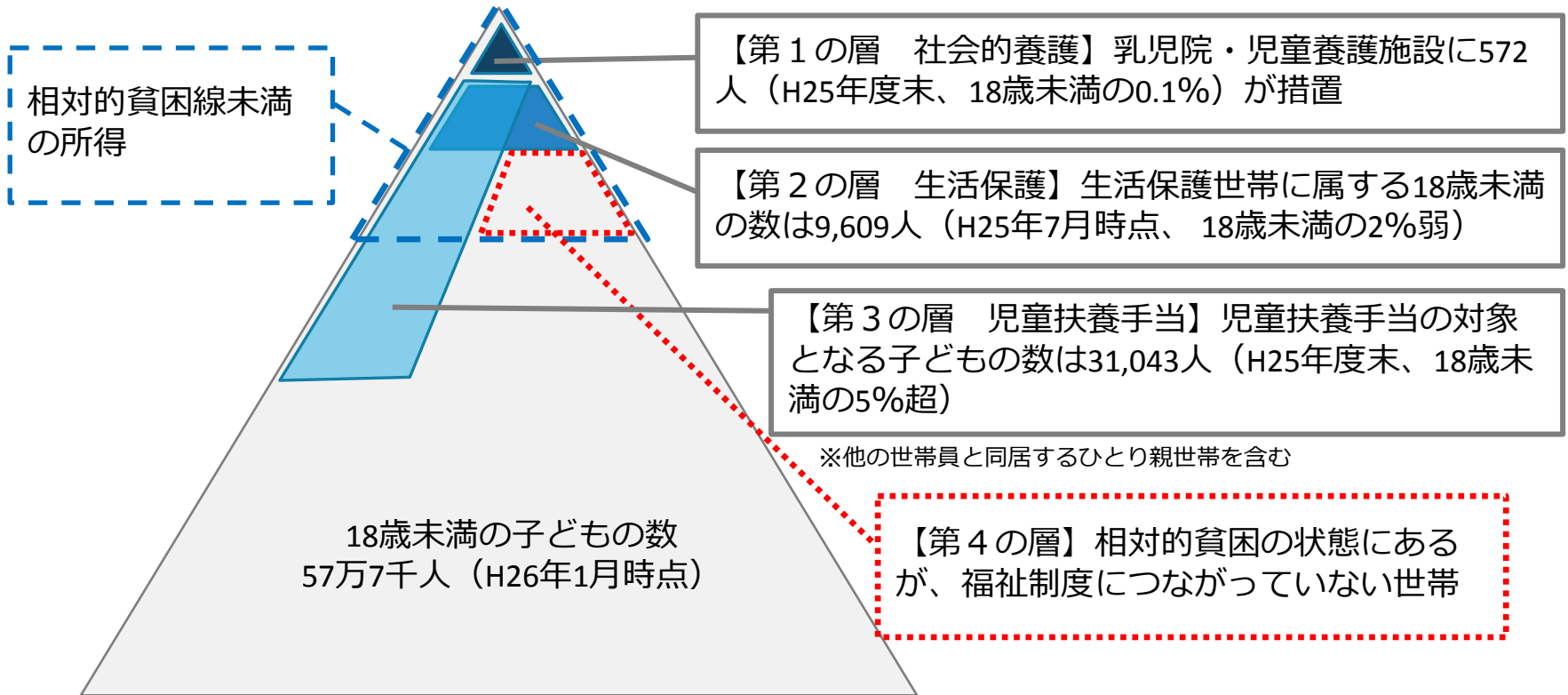
P29-

5.その他関連する状況

- 新規虐待把握件数は増加傾向にある
- 乳幼児健診未受診者の割合は5%前後
- 精神障害者の手帳所持者の数は、過去10年で2.5倍の増加

P35-

子どもの貧困に関する状況 まとめ

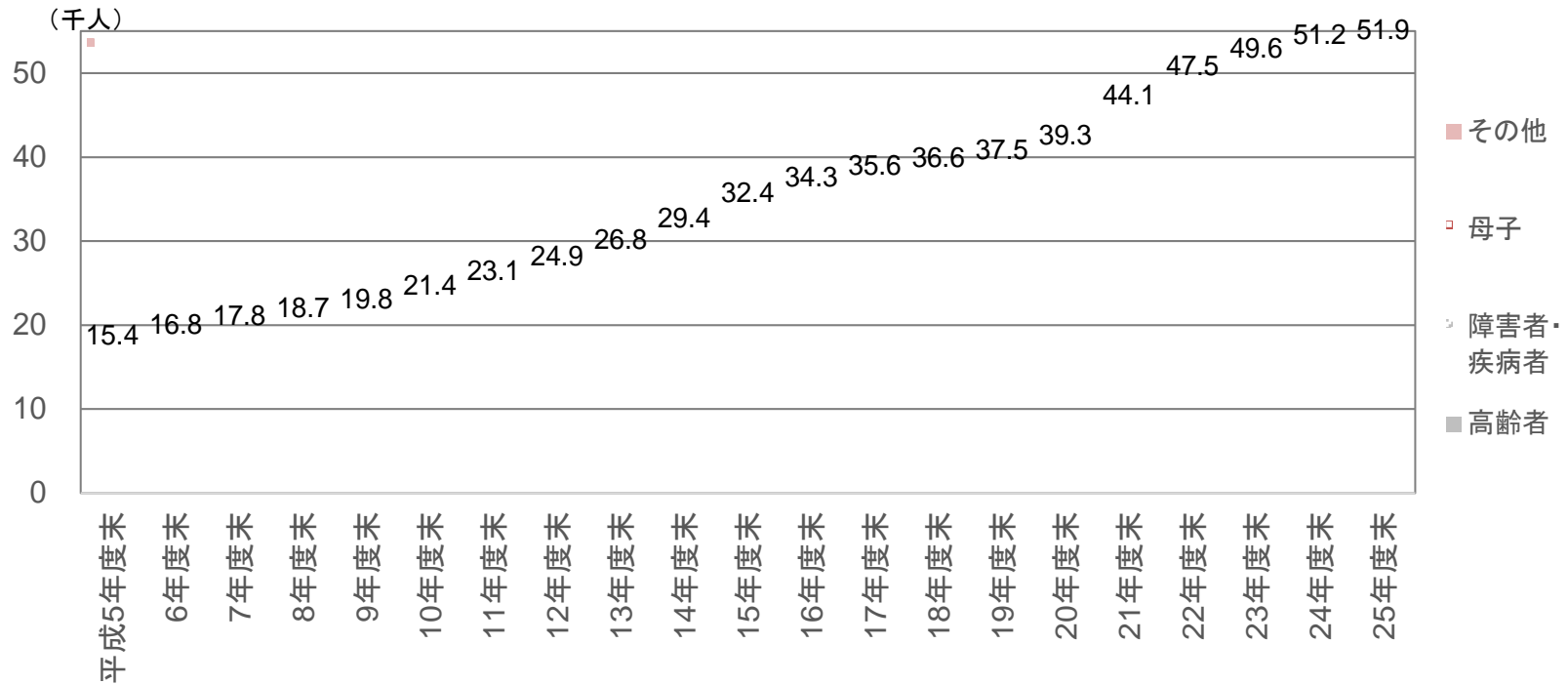


※阿部彩氏による『対象者ピラミッド』を本市の状況に当てはめて作成

- 本市の18歳未満の子どものうち、児童養護施設等に在籍するのは600人弱、生活保護受給世帯に属するのは約9,600人、児童扶養手当を受給しているのは約31,000人
- 相対的貧困の状態に置かれているがこれらの福祉制度につながない子どもが一定程度存在している

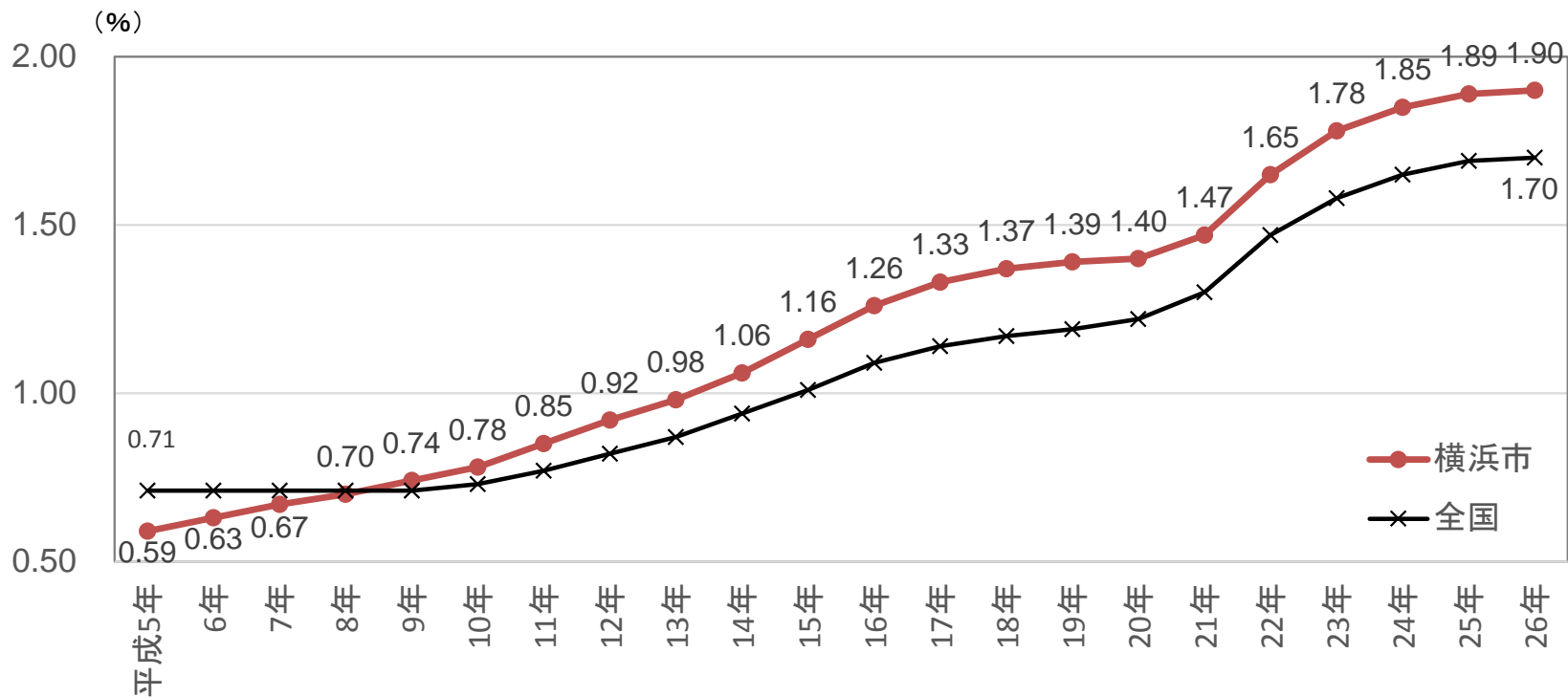
1 生活保護世帯の子どもの状況

1-1 本市の生活保護受給世帯数の推移



- 生活保護受給世帯数は過去20年間で約1万5千世帯から5万2千世帯と約3.4倍の増加
- その内、母子世帯は1,074世帯から4,033世帯となり約3.8倍の増加

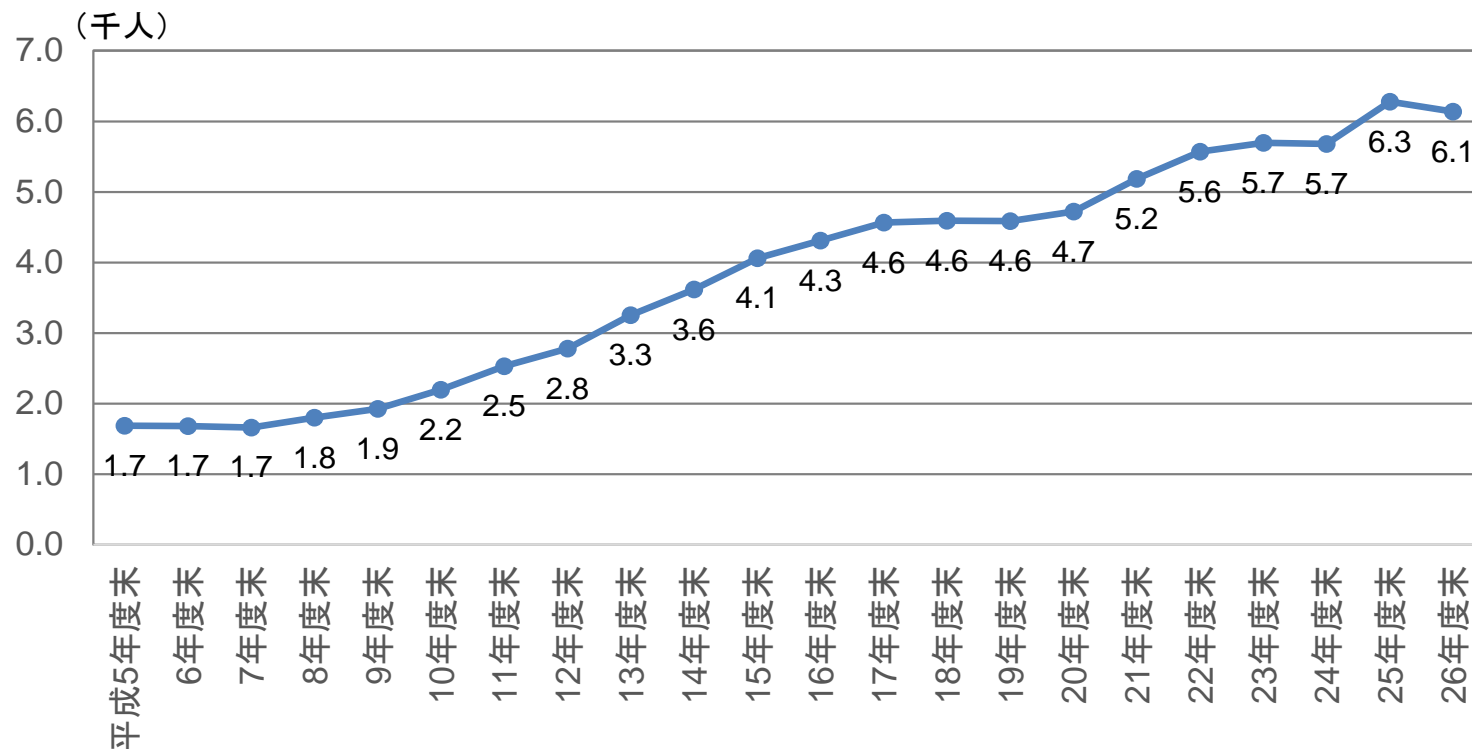
1-2 生活保護率の推移（全国、横浜市）



※各年度4月時点

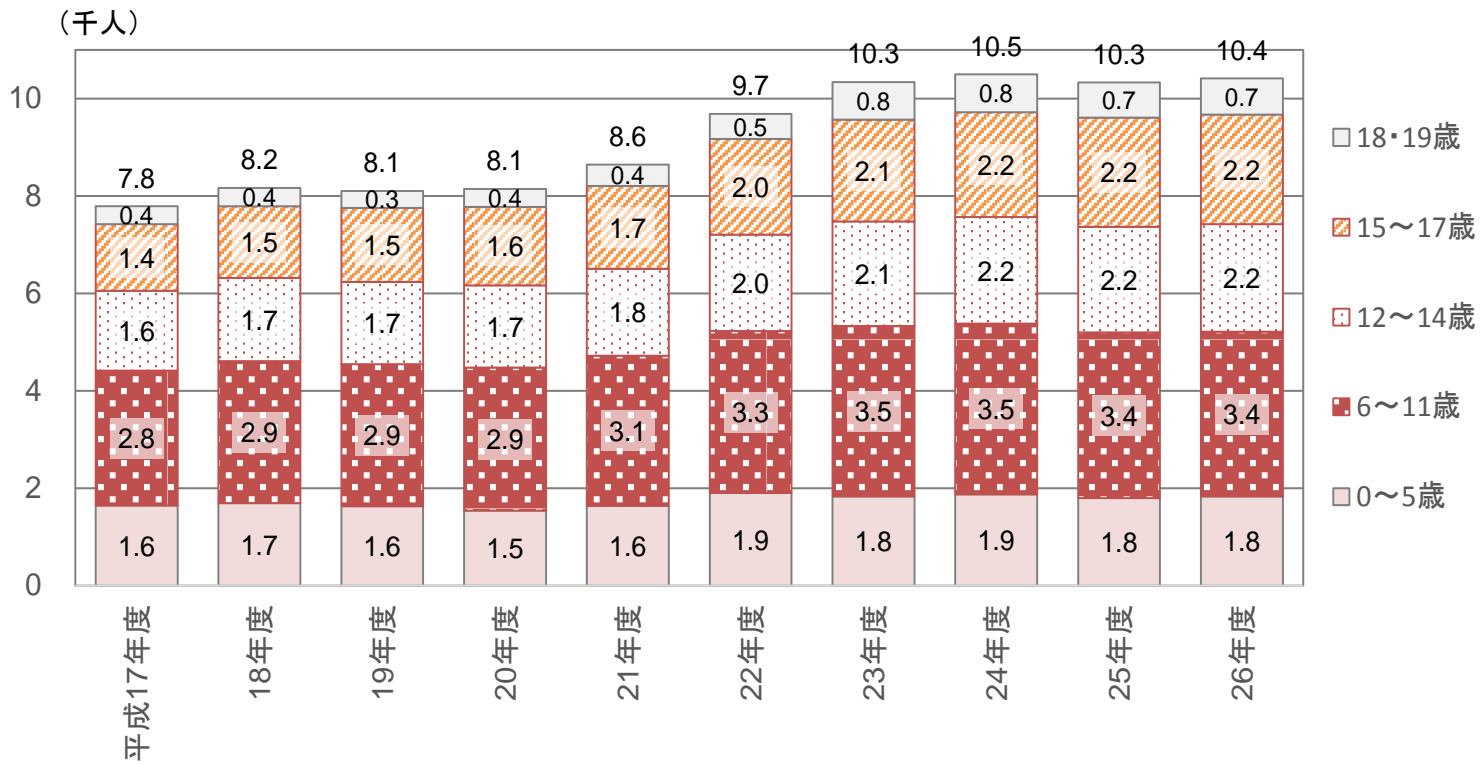
- 本市の生活保護率は平成8年以降、全国の保護率を上回っている
- 過去20年間で生活保護率は0.59%から1.90%となり3.2倍の増加

1-3 生活保護世帯の教育扶助保護人員数の推移



- 教育扶助（義務教育に伴って必要な学用品費等）を受給する小・中学生の数は、平成5年度末は1,686人であったが、平成26年度末には6,136人となり、3.6倍に増加

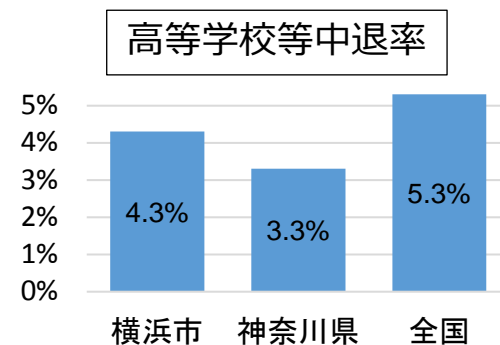
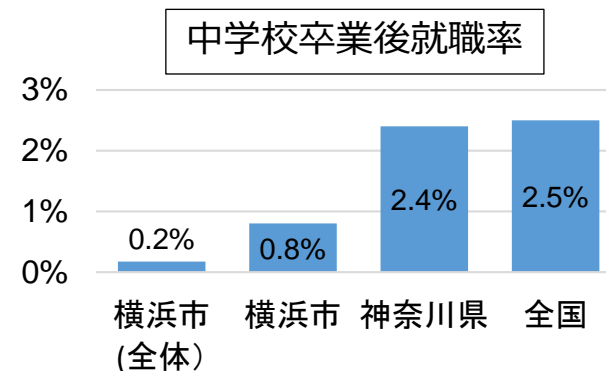
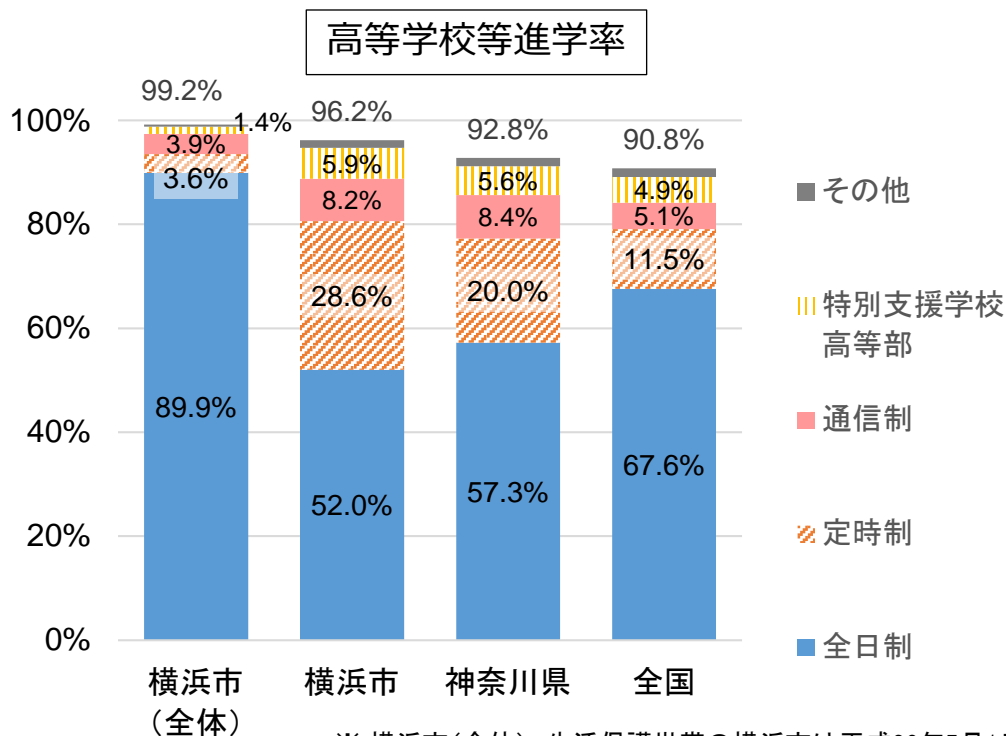
1-4 年齢階級別被保護人員数の推移（20歳未満）



※ 平成22年までは各年7月1日現在、平成23年以降は7月31日現在

- 生活保護受給世帯に属する20歳未満の子どもの数は、平成17年に7,786人であったが、平成20年のリーマン・ショック以降に急増し、平成26年では10,415人となっている

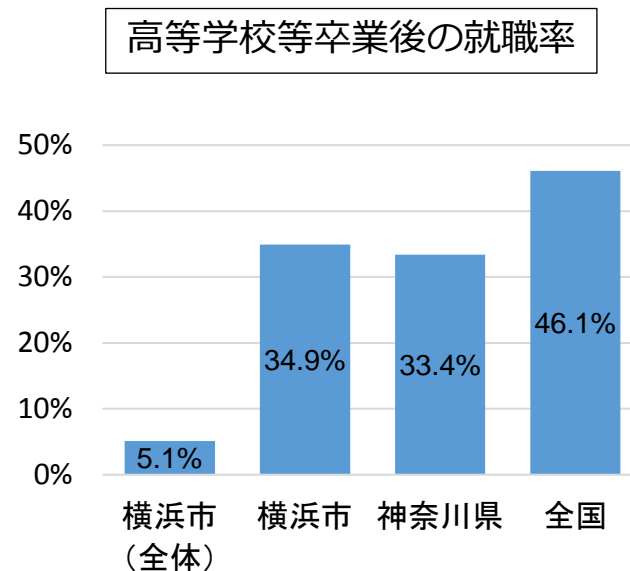
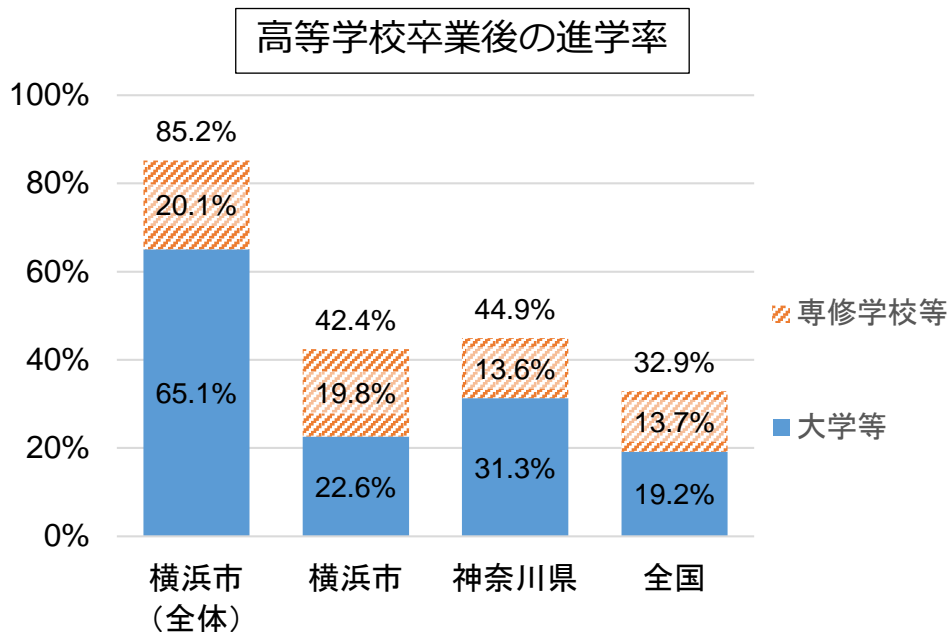
1-5 生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の進路、高等学校等中退率（全国、神奈川、横浜）



※ 横浜市(全体)、生活保護世帯の横浜市は平成26年5月1日現在、生活保護世帯の神奈川県、全国のは平成25年4月1日現在

- 高等学校等への進学率は、全体では99.2%で、生活保護世帯は96.2%とやや下回る。中学卒業後就職率は、全国、神奈川の水準を下回り0.8%となっている
- 高等学校の種別では、全日制高校への進学率は、市全体では89.9%、生活保護世帯では52.0%と大きく下回る。生活保護世帯の定時制への進学率は28.6%と、全国、神奈川を上回っている
- 高等学校等中退率は4.3%で、全国より低いものの、神奈川県を上回っている

1-6 生活保護世帯に属する子どもの高等学校卒業後の進路 (全国、神奈川、横浜)

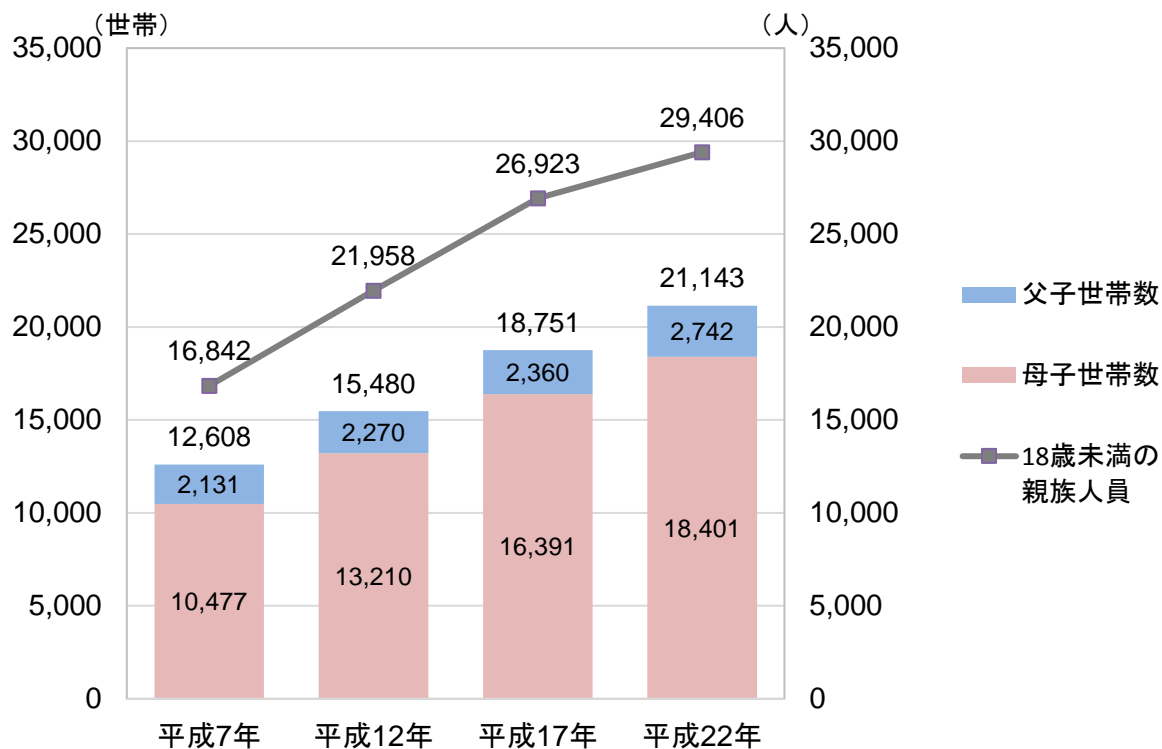


※ 横浜市(全体)、生活保護世帯の横浜市は平成26年5月1日現在、
生活保護世帯の神奈川県、全国の値は平成25年4月1日現在

- 高等学校卒業後の進学率は、市全体が85.2%に対し、本市の生活保護世帯では42.4%であり、現状では大学進学の場合、世帯分離するなど保護制度上の制約がある
- 生活保護世帯の高等学校卒業後の就職率は34.9%であり、進学、就職以外の者が2割程度存在する

2 ひとり親世帯の子どもの状況

2-1 母子・父子世帯数（国勢調査）



※各年10月1日現在

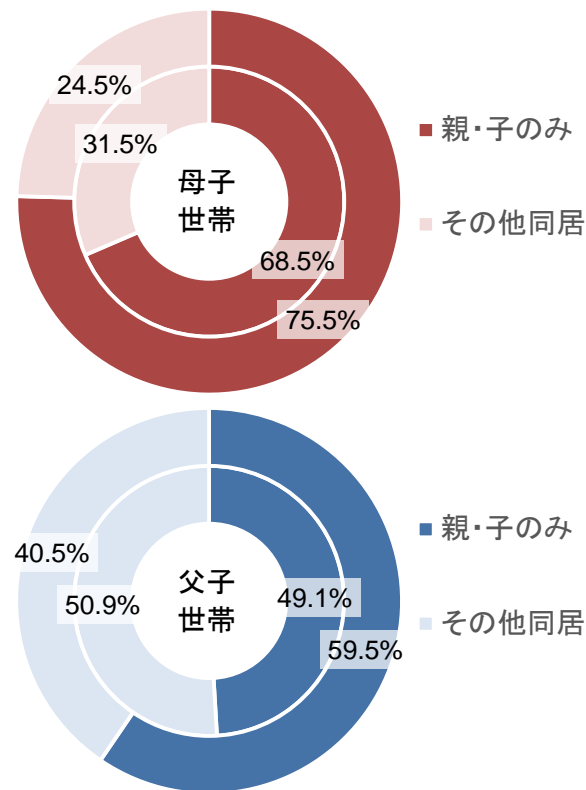
※上記の母子・父子世帯数は、ひとり親と子どものみで構成される世帯であり、例えば母子世帯と祖父母同居のような他の世帯員がいる母子・父子世帯を含まない

- 母子世帯数は平成22年までの15年間で、10,477世帯から18,401世帯となり1.76倍に増加した
- 母子・父子世帯に属する18歳未満人員は16,842人から29,406人となり1.75倍に増加した

2-2 他の世帯員のいるひとり親世帯（平成22年国勢調査）

	ひとり親と子ども のみの世帯	他の世帯員と同 居世帯	合計
母子世帯・父子世帯合計	21,143	7,734	28,877
6歳未満の子どもあり	3,644	1,871	5,515
18歳未満の子どもあり	19,237	7,111	26,348
母子世帯・父子世帯人員	54,588	31,859	86,447
6歳未満の親族人員	4,219	2,051	6,270
18歳未満の親族人員	29,406	9,494	38,900
母子世帯数	18,401	5,910	24,311
6歳未満の子どもあり	3,302	1,516	4,818
18歳未満の子どもあり	16,833	5,476	22,309
母子世帯人員	47,697	24,116	71,813
6歳未満の親族人員	3,816	1,664	5,480
18歳未満の親族人員	25,895	7,235	33,130
父子世帯数	2,742	1,824	4,566
6歳未満の子どもあり	342	355	697
18歳未満の子どもあり	2,404	1,635	4,039
父子世帯人員	6,891	7,743	14,634
6歳未満の親族人員	403	387	790
18歳未満の親族人員	3,511	2,259	5,770

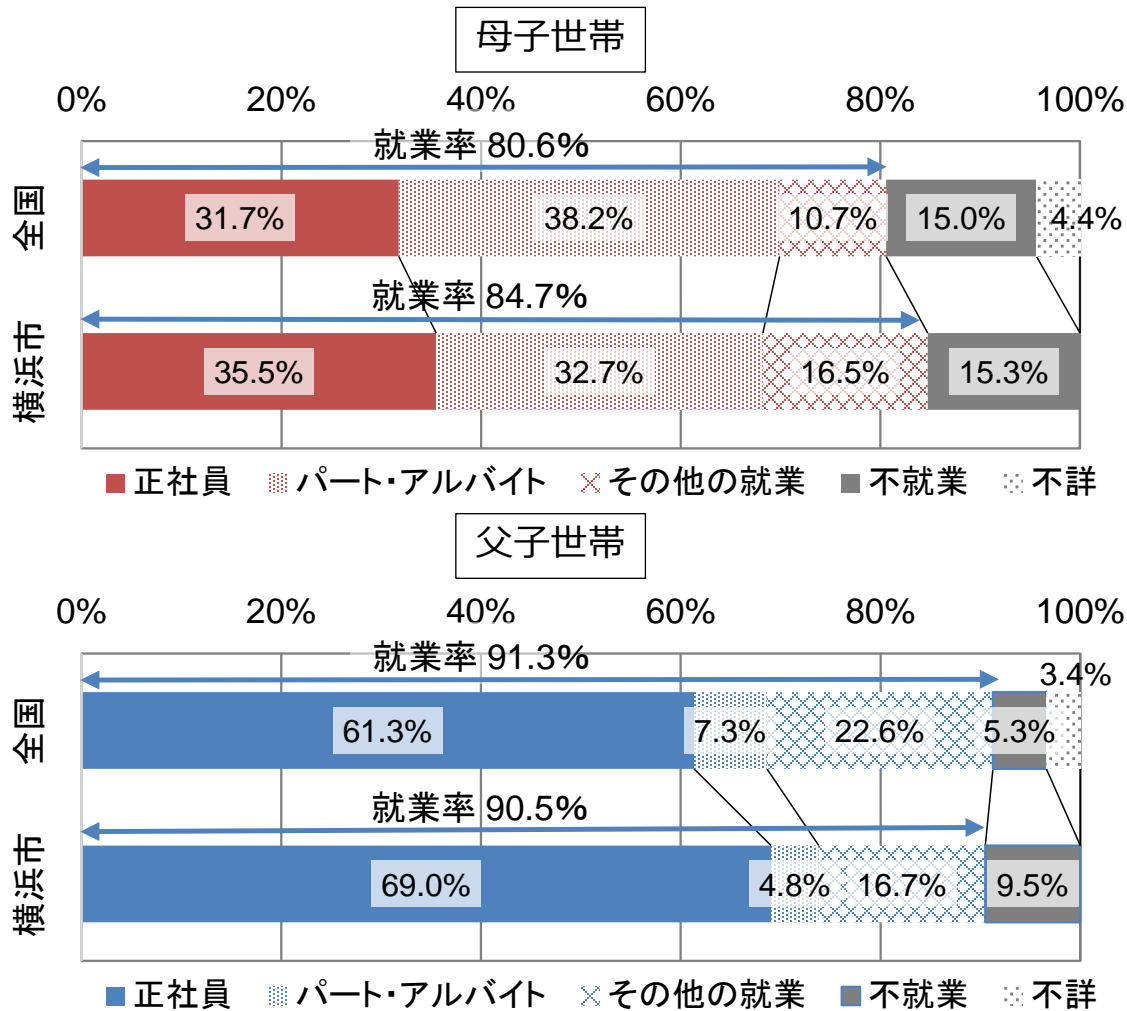
※平成22年年10月1日現在



※母子世帯、父子世帯とも、内円は6歳未満の子ども
いる世帯、外円は18歳未満の子どもがいる世帯

- 平成22年のひとり親世帯数は28,877世帯。18歳未満の子どもがいる一般世帯（359,819世帯）のうち、ひとり親世帯（26,348世帯）は7.3%を占める。ひとり親世帯に属する18歳未満の子どもの数は38,900人
- 6歳未満の子どもがいる母子世帯では68.5%が親・子のみの世帯。父子世帯では49.1%が親・子のみの世帯。

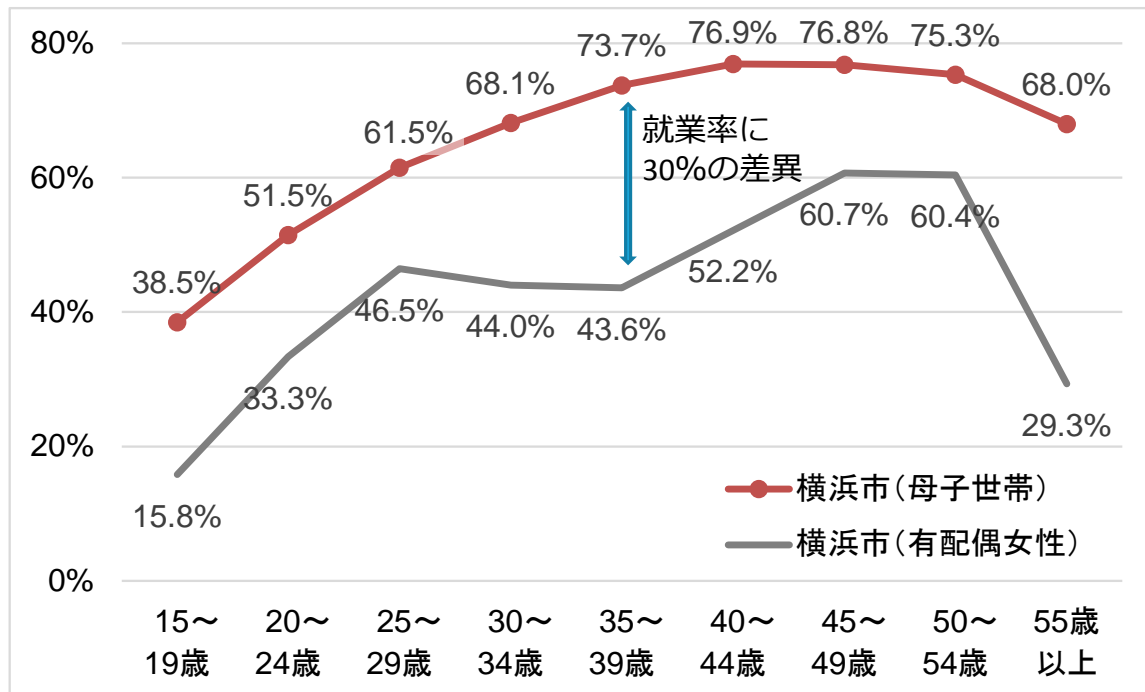
2-3 ひとり親世帯の親の就業率（全国・横浜市）



※横浜市は平成24年度母子家庭等実態調査、全国は平成23年度全国母子世帯等調査

- 本市の母子世帯の母親のうち、正社員での就業は35.5%、パート・アルバイトでの就業が32.7%で、その他の就業と合わせると就業している割合は84.7%
- 本市の父子世帯の父親のうち、正社員での就業は69.0%、パート・アルバイトでの就業が4.8%で、その他の就業と合わせると就業している割合は90.5%となっている。
- 母子世帯はいわゆる非正規就業の従事割合が高い
- 本市の母子世帯、父子世帯の親が正社員で働く比率は全国平均を上回っている

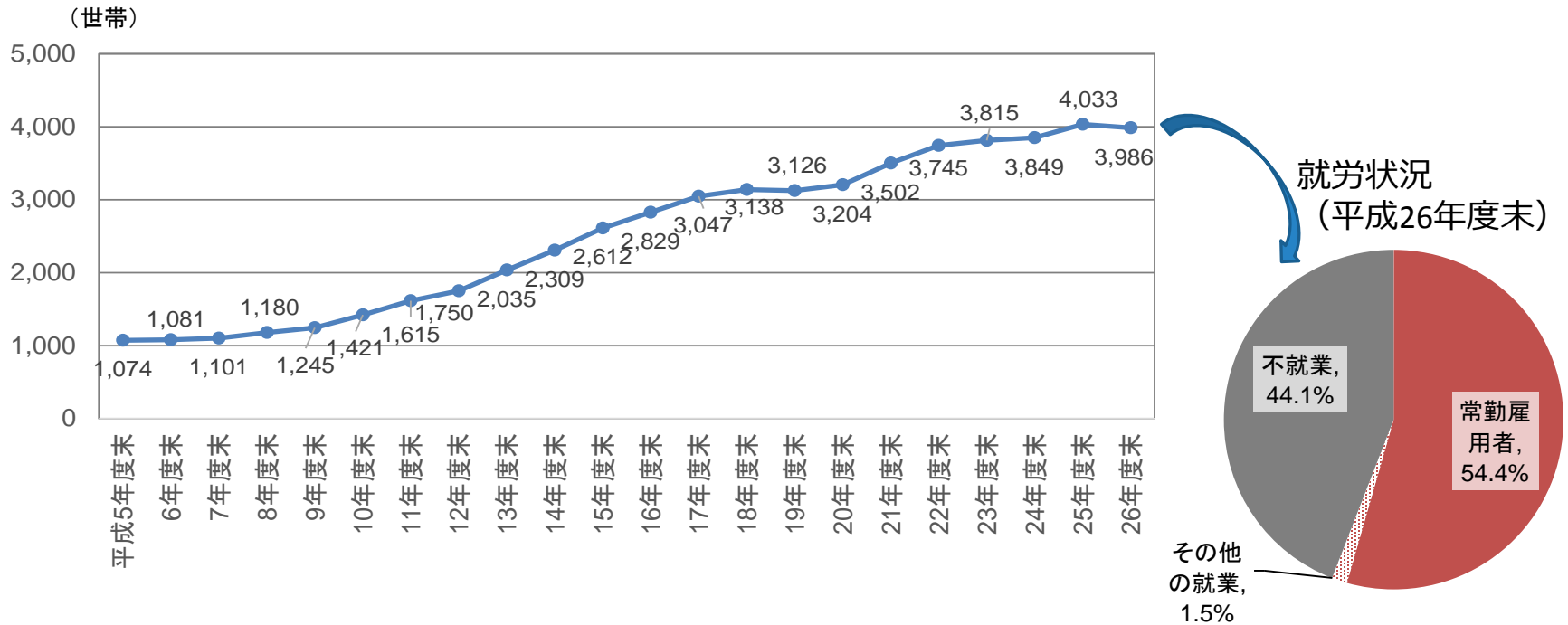
2-4 本市の有配偶女性と母子世帯の母親の就業率 (5歳階級別、平成22年国勢調査)



平成22年10月1日現在

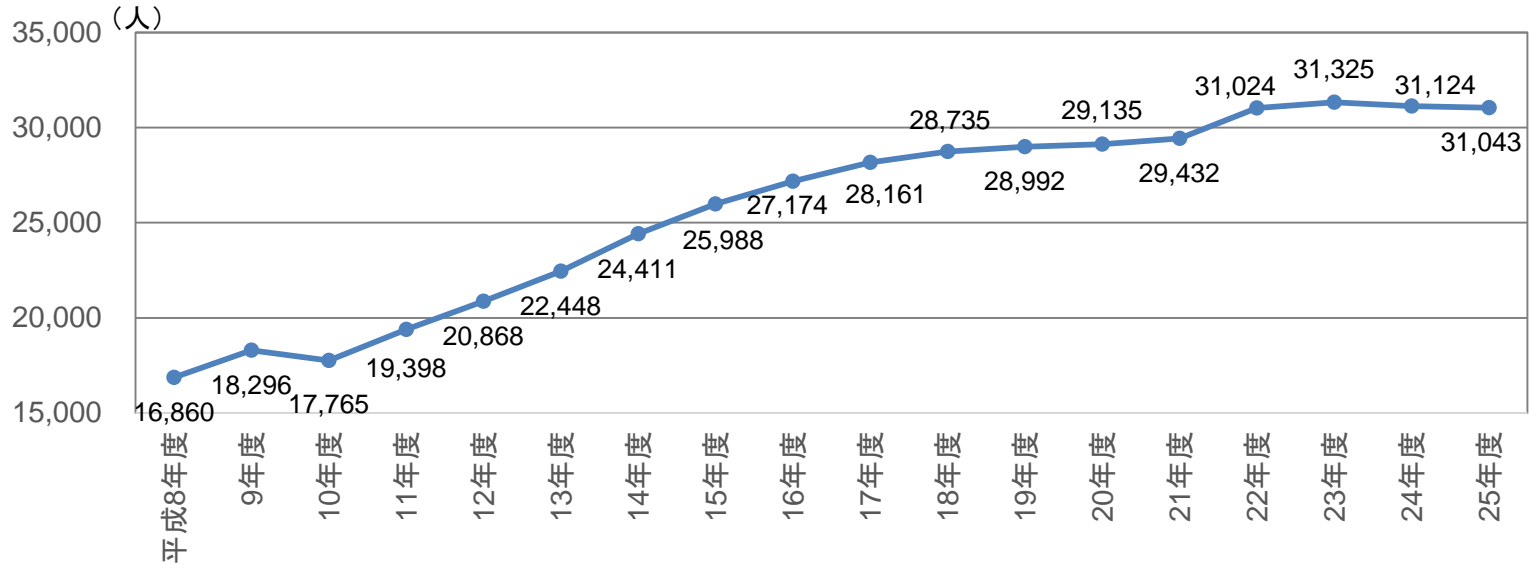
- 母子世帯（親と子のみの世帯）の母親の就業率は、有配偶女性の就業率を一貫して上回っている
- 有配偶女性では子育て期の30代に就業率が落ち込む形状だが、母子世帯の母親は20代～40代に至るまで就業率が上昇し続けている

2-5 生活保護受給対象の母子世帯数



- 生活保護を受給している母子世帯数は過去20年間で約3.7倍に増加した。
- 平成22年国勢調査の母子世帯数（母親と子のみ、18,401世帯）と対比すると、母子世帯の20.4%が生活保護を受給している
- 平成26年度末現在の生活保護を受給している母子世帯の就業比率は55.9%となっている

2-6 児童扶養手当の支給対象児童数



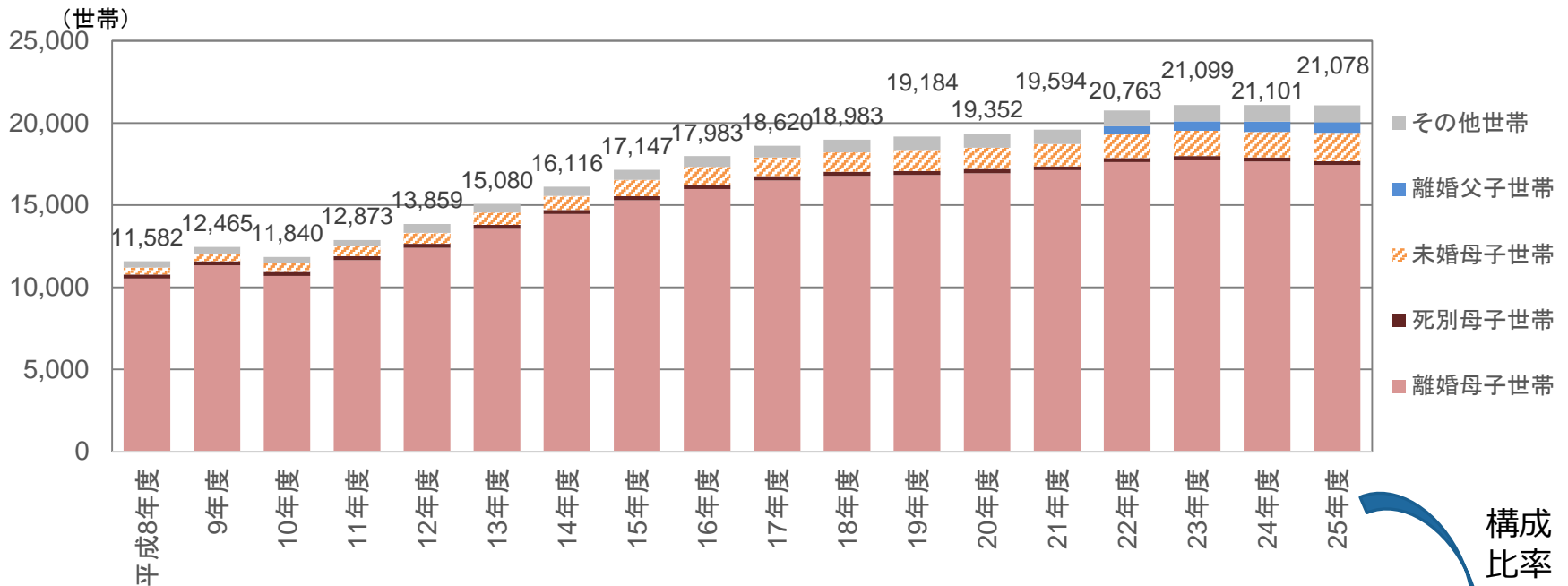
- 児童扶養手当の支給対象児童数は平成25年度で3万1千人となっている
- 平成10年から22年まで増加傾向にあったが、平成22年以降は横ばいとなっている

参考：児童扶養手当の所得制限限度額
(平成26年4月現在)

母と子の2人世帯で、母親が給与所得者のケースの年間収入額の目安

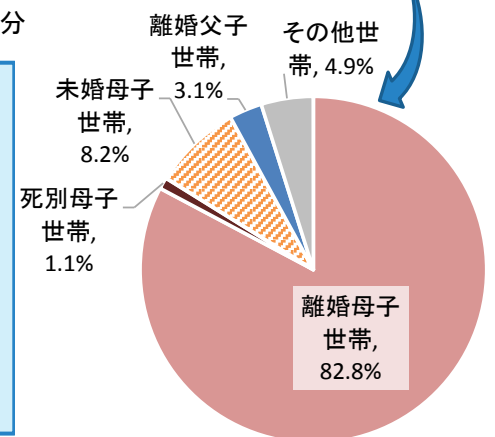
- 年間収入額0～130万円未満：全部支給
- 年間収入額130万～365万円未満：一部支給
- 年間収入額365万円以上：支給なし

2-7 児童扶養手当の支給対象世帯の類型

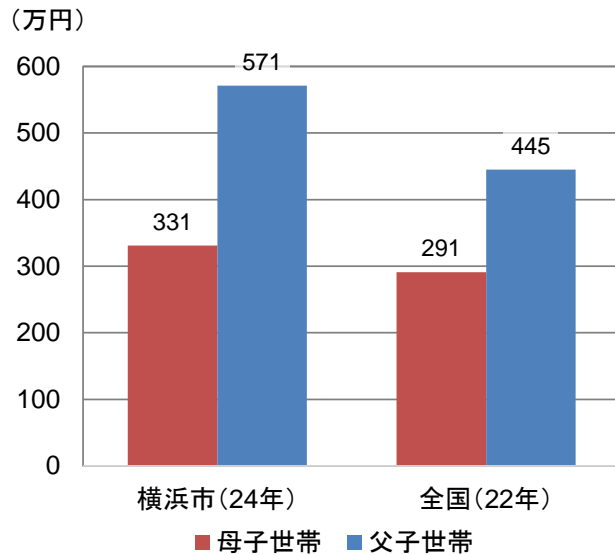


※離婚父子世帯は、平成21年度までその他世帯に含まれ、平成22年度以降は離婚父子世帯として区分

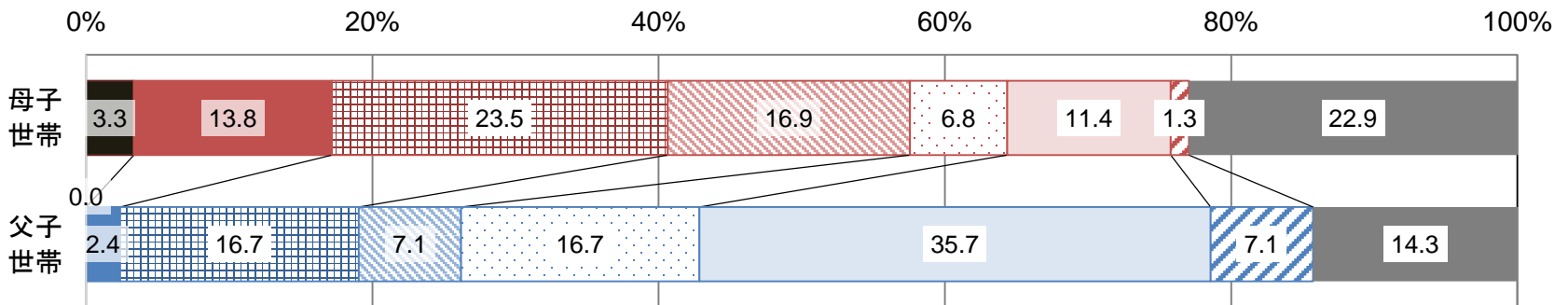
- 児童扶養手当の支給対象世帯数は、平成25年度で2万1千世帯となっている
- 平成25年度の世帯類型別の構成比は、離婚母子世帯が最も多く82.8%、次いで未婚母子世帯が8.2%となっている
- 平成22年国勢調査の母子世帯数（その他世帯員を含む、24,311世帯）と対比すると、母子世帯の80.4%が児童扶養手当を受給している



2-8 ひとり親世帯の世帯収入（年間総収入・税引前）



- 本市の母子世帯の年間平均収入は331万円、父子世帯の平均収入は571万円となっている。全国と比較すると母子世帯は40万円、父子世帯は126万円多くなっている。
- 本市の約4割の母子世帯は年間300万円未満の収入（税引前）となっている。3.3%は年間100万円未満の収入となっている。
- 本市の父子世帯の年間収入が300万円未満である比率は約2割となっている。500万円以上1000万円と回答した比率が最も高く35.7%となっている。



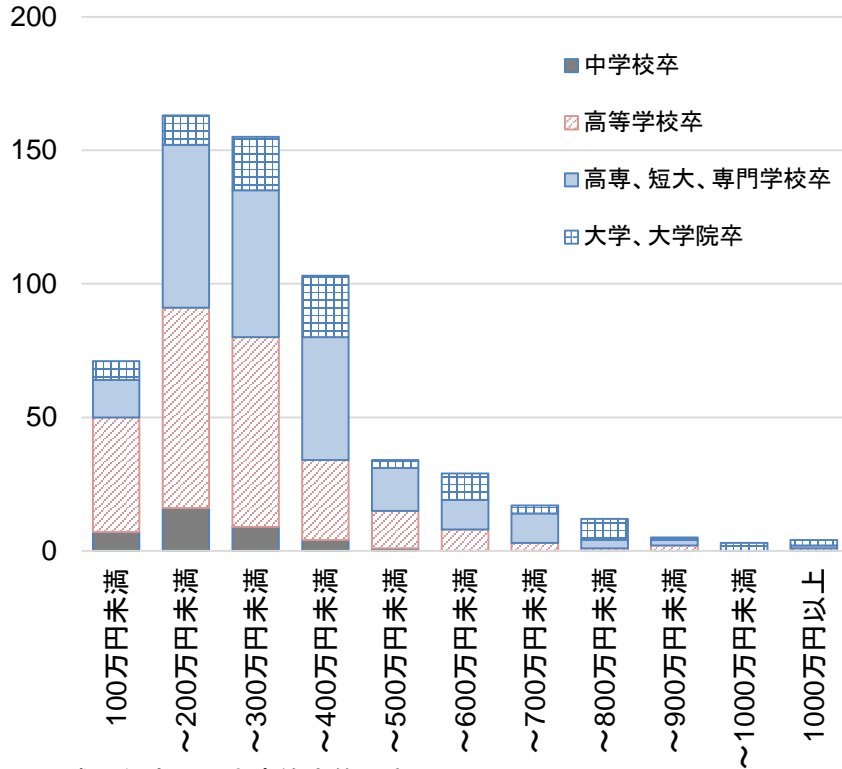
■ 100万円未満 ■ ~200万未満 ▨ ~300万未満 ▩ ~400万未満 ◻ ~500万未満 ◻ ~1000万未満 ◻ 1000万円以上 ■ 無回答

※横浜市は平成24年度母子家庭等実態調査、全国は平成23年度全国母子世帯等調査

2-9 母子世帯の就労収入

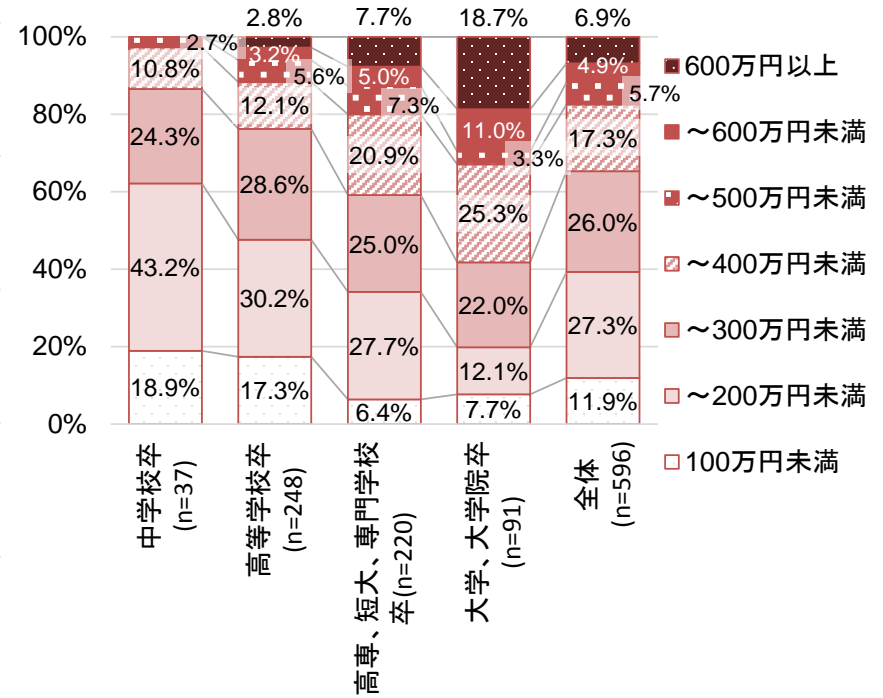
母子世帯の就労収入の分布状況

(回答件数)



※平成24年度母子家庭等実態調査

母子世帯の就労収入と最終学歴

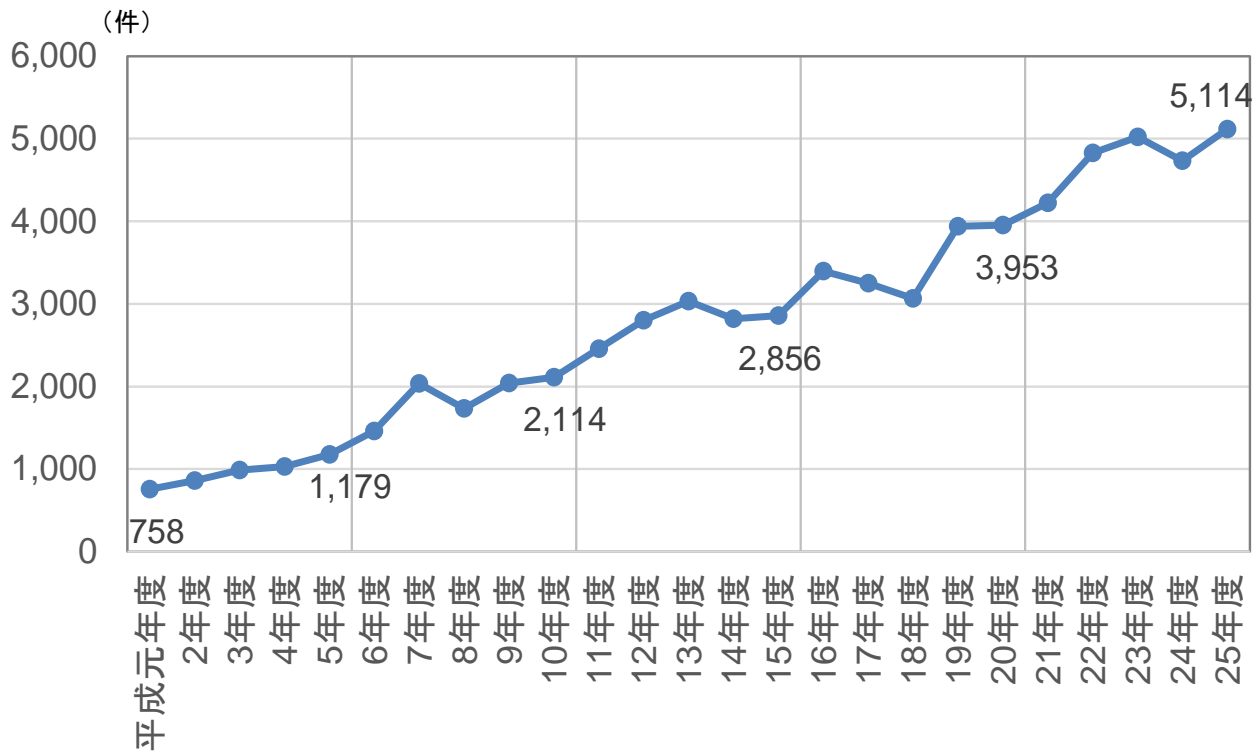


※無回答除く

- 母子世帯の就労収入の分布状況は、100万円以上200万円未満が最も多く、次いで200万円以上300万円未満の分布が多い。
- 母親の最終学歴が中学校卒の場合、62.1%が200万円未満の就労収入となっている。

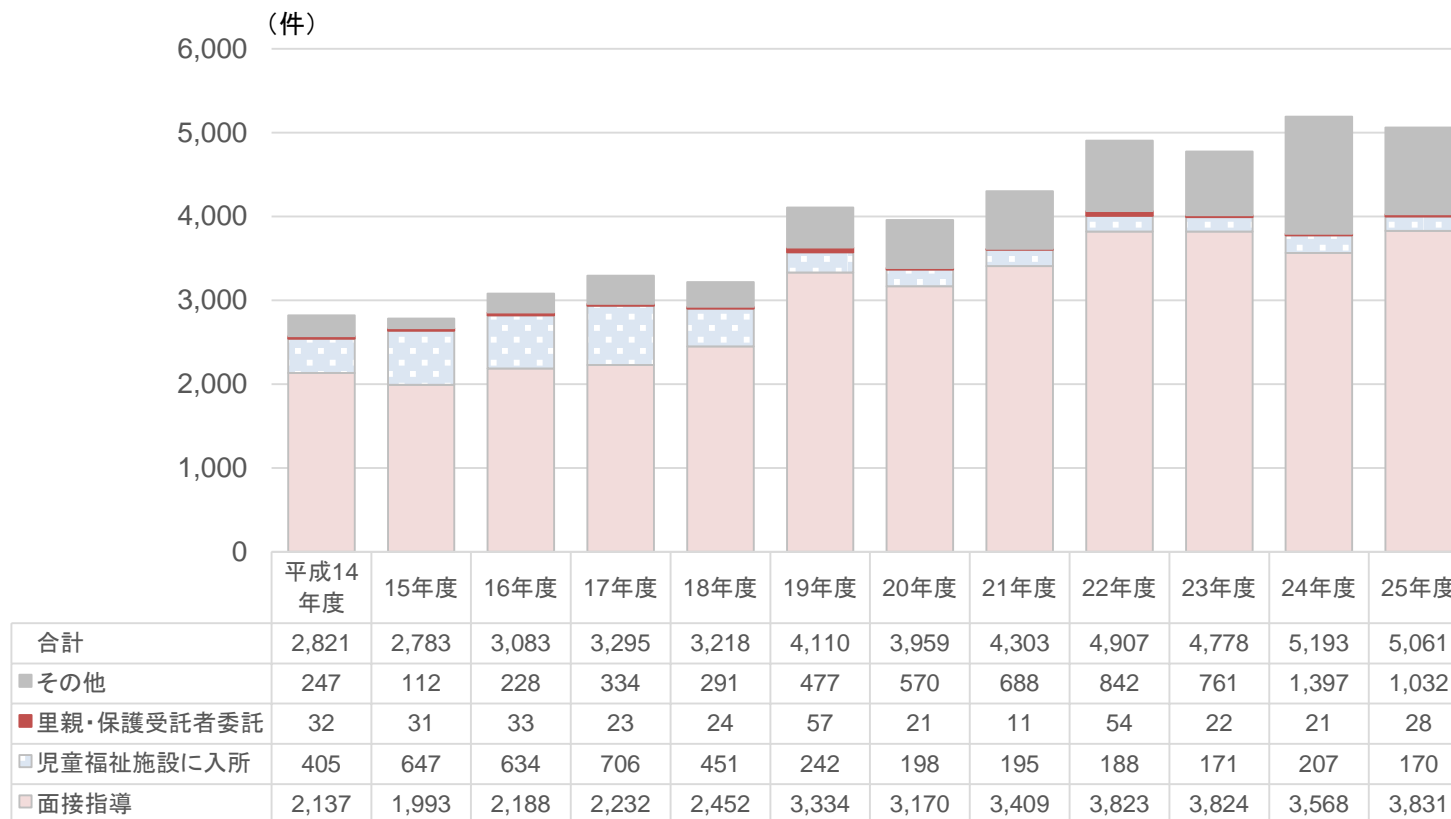
3 社会的養護等の子どもの状況

3-1 養護相談新規受付件数の推移



- 養護相談には、児童虐待、家族間の不調、不適切な家庭環境、保護者の養育力不足等に関連する相談内容が含まれる
- 養護相談件数は過去20年で1,179件から5,114件と4.3倍に増加した

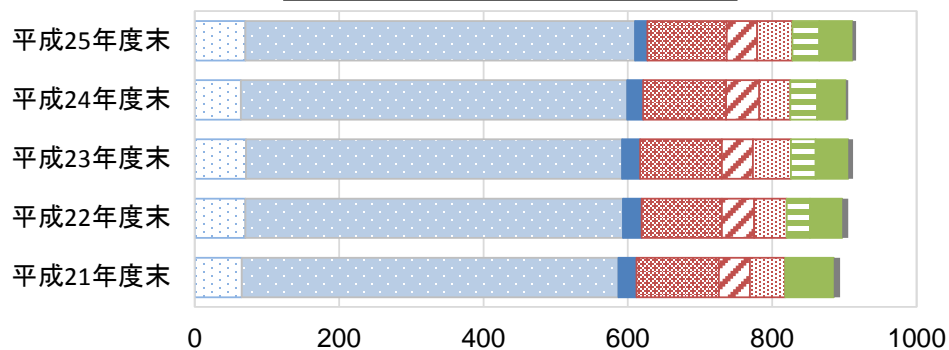
3-2 養護相談の処理状況



- 平成25年度では、養護相談件数5,061件のうち、児童福祉施設への入所は170件で全体の3.4%
平成19年から児童福祉施設への入所が減少している
- 面接指導は3,831件で75.7%となっている。虐待や保護者の養育力不足等の問題を抱える家庭を、
関係機関と連携し地域で支える取組が必要となっている

3-3 児童福祉施設への措置状況

児童福祉施設の在籍状況

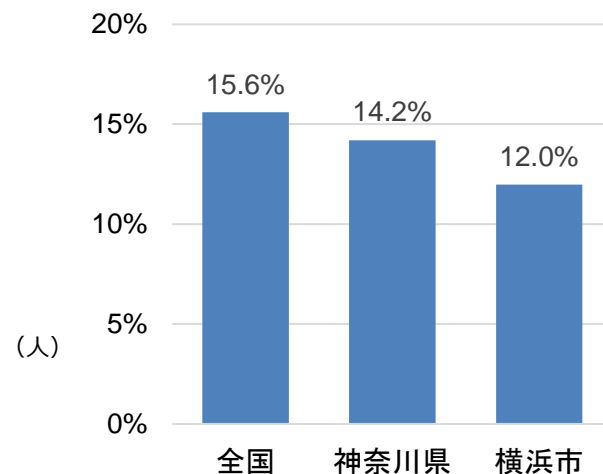


	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
□ 乳児院	65	70	71	64	70
■ 児童養護施設	522	523	521	535	540
■ 児童自立支援施設	25	26	25	22	17
■ 障害児入所施設	114	111	113	115	110
■ 医療型児童入所施設	43	45	43	46	42
■ 情緒障害児短期治療施設	49	45	53	43	49
■ ファミリーホーム	0	32	34	37	37
■ 里親	67	45	45	40	46
■ 自立援助ホーム	9	8	7	3	5
合計	894	905	912	905	916

※各年3月末日現在

※情緒障害児短期治療施設は入所と通所の合計

里親等委託率（平成25年度末）



※里親等委託率は、分子がファミリーホームと里親の合計、分母が乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームの合計として算出

- 児童福祉施設への在籍状況は、児童養護施設が最も多く540人（H25年度末）で、里親とファミリーホームの在籍数は合わせて83人となっている
- 本市の里親等委託率（H25年度末）は12.0%で、全国、神奈川県の水準を下回っている。

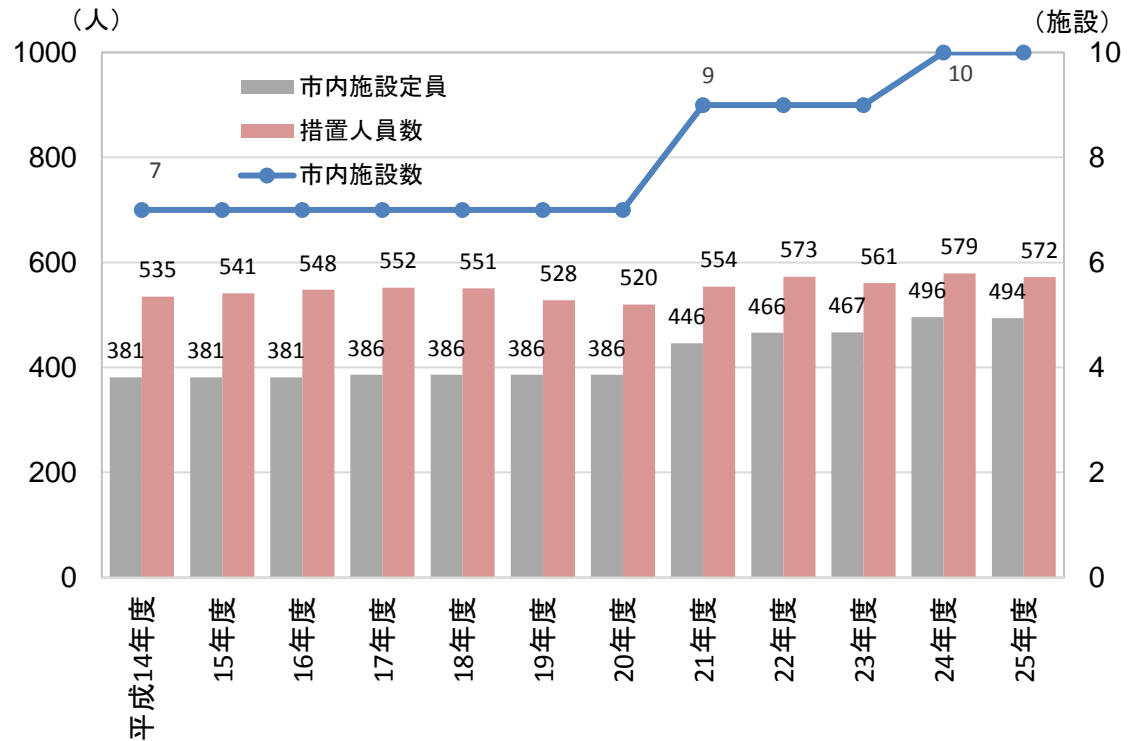
3-3 児童福祉施設への措置状況

児童福祉施設の概況

	市内施設数	市内施設定員	措置人員数
乳児院	3	91	91
母子生活支援施設	8	155	131
児童養護施設	10	494	572
児童自立支援施設	2	31	31

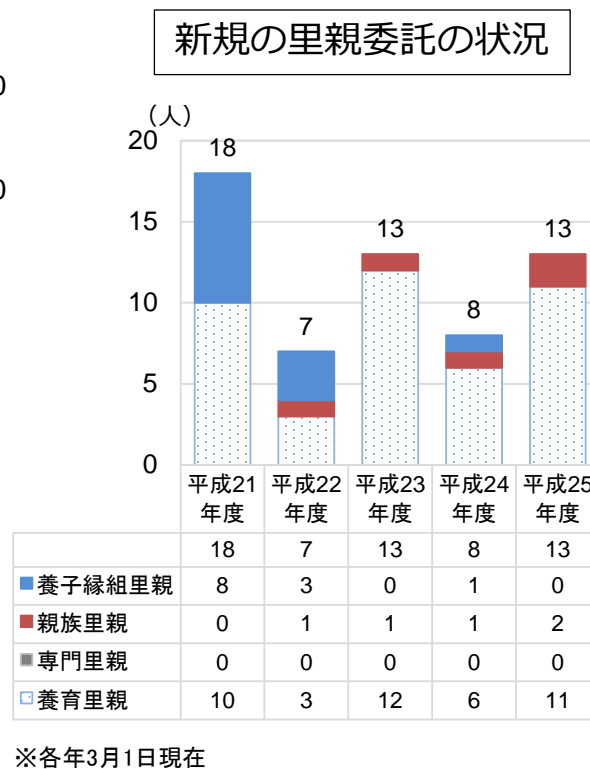
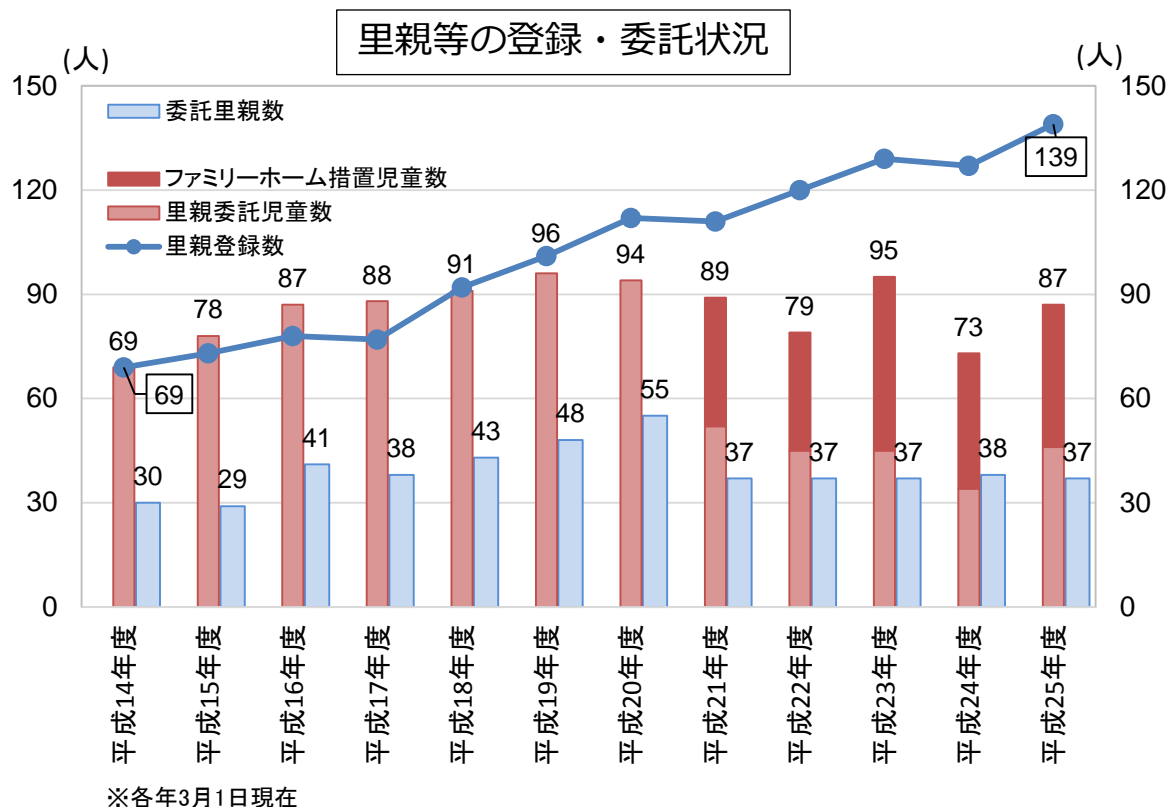
※平成26年3月1日現在

児童養護施設の市内施設数・定員数、措置人員数の推移



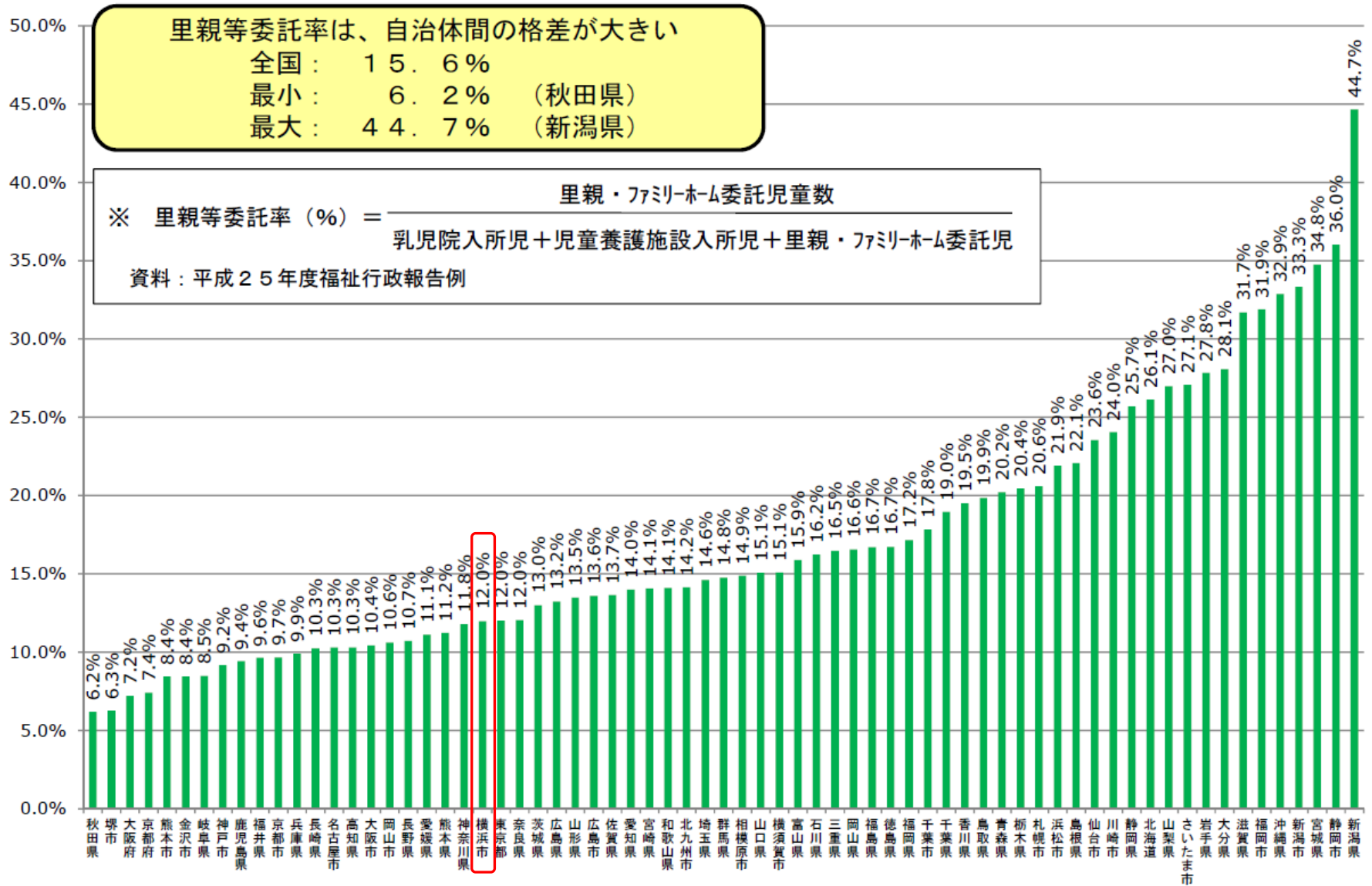
- 平成26年3月1日現在、乳児院の措置人数は91人、児童養護施設の措置人数は572人で、18歳未満人口に占める乳児院・児童養護施設に措置されている子どもの比率は0.11%となっている
- 児童養護施設では、恒常的に措置人員数が市内施設定員を上回っているが、措置人員数には市外の児童養護施設に措置している児童も含まれている

3-4 里親等委託の状況



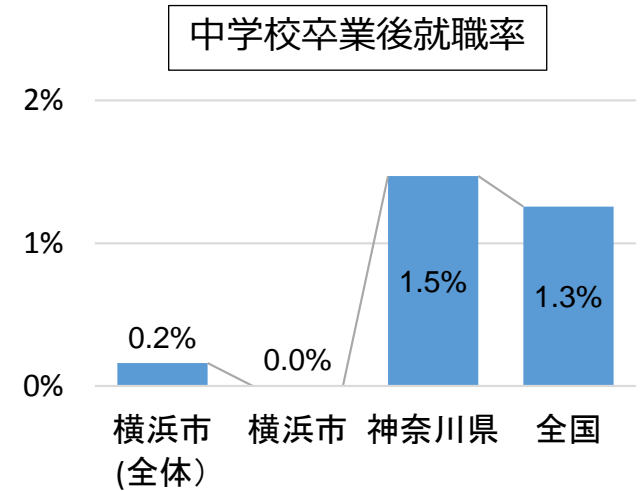
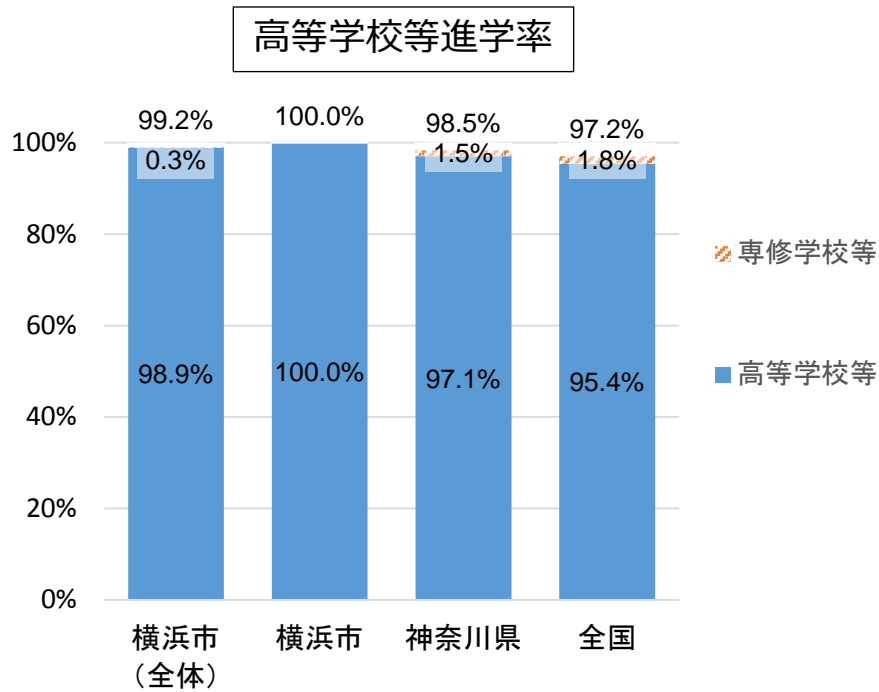
- 平成25年度の里親登録数は139人で緩やかな増加傾向にある。一方委託里親数は37人（登録数の27%）、里親等委託児童数は87人となっている。
- 平成25年度における新規の里親委託状況は養育里親が最も多く11人、養子縁組里親は0人となっている。

(参考) 6 9 都道府県市別里親等委託率 (平成25年度末)



※厚生労働省「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」(平成27年5月)より抜粋

3-5 児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進路 (全国、神奈川、横浜)

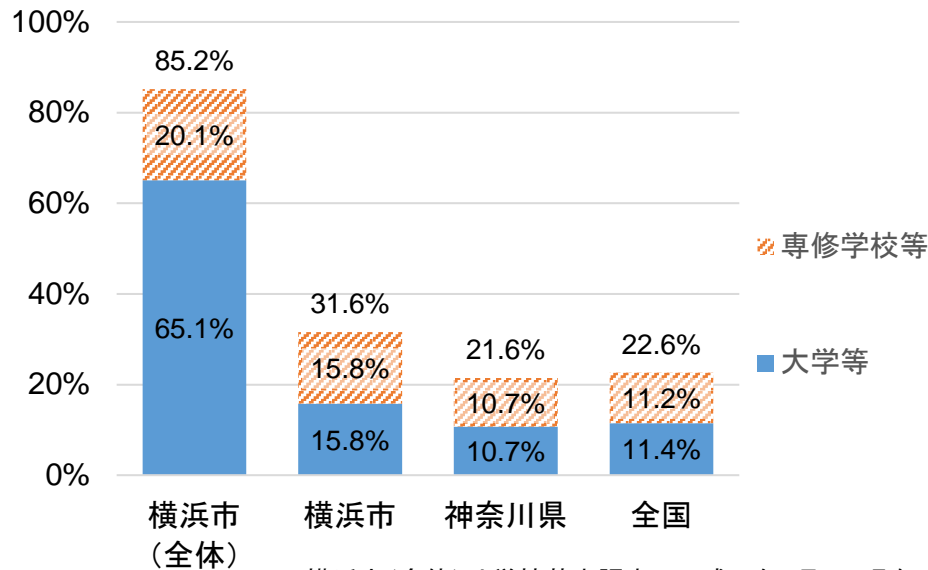


※ 横浜市(全体)は学校基本調査で平成26年5月1日現在、
児童養護施設の子どもは平成26年4月1日現在

- 平成26年4月現在、高等学校等への進学率は、本市全体では99.2%となっている
児童養護施設の子どもは100%となっている

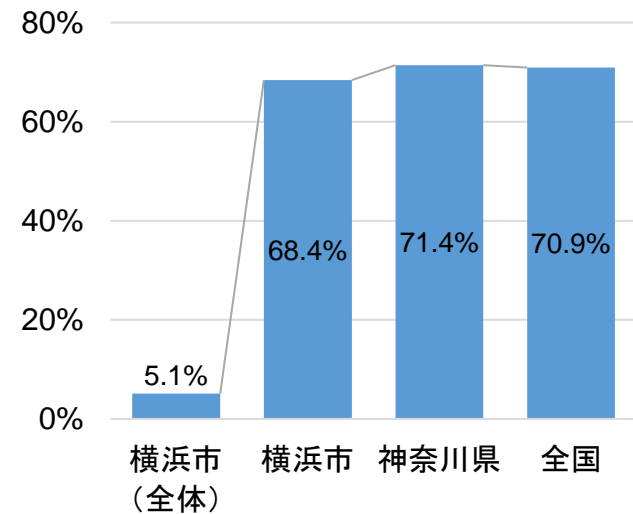
3-6 児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進路 (全国、神奈川、横浜)

高等学校卒業後の進学率



※ 横浜市(全体)は学校基本調査で平成26年5月1日現在、児童養護施設の子どもは平成26年4月1日現在

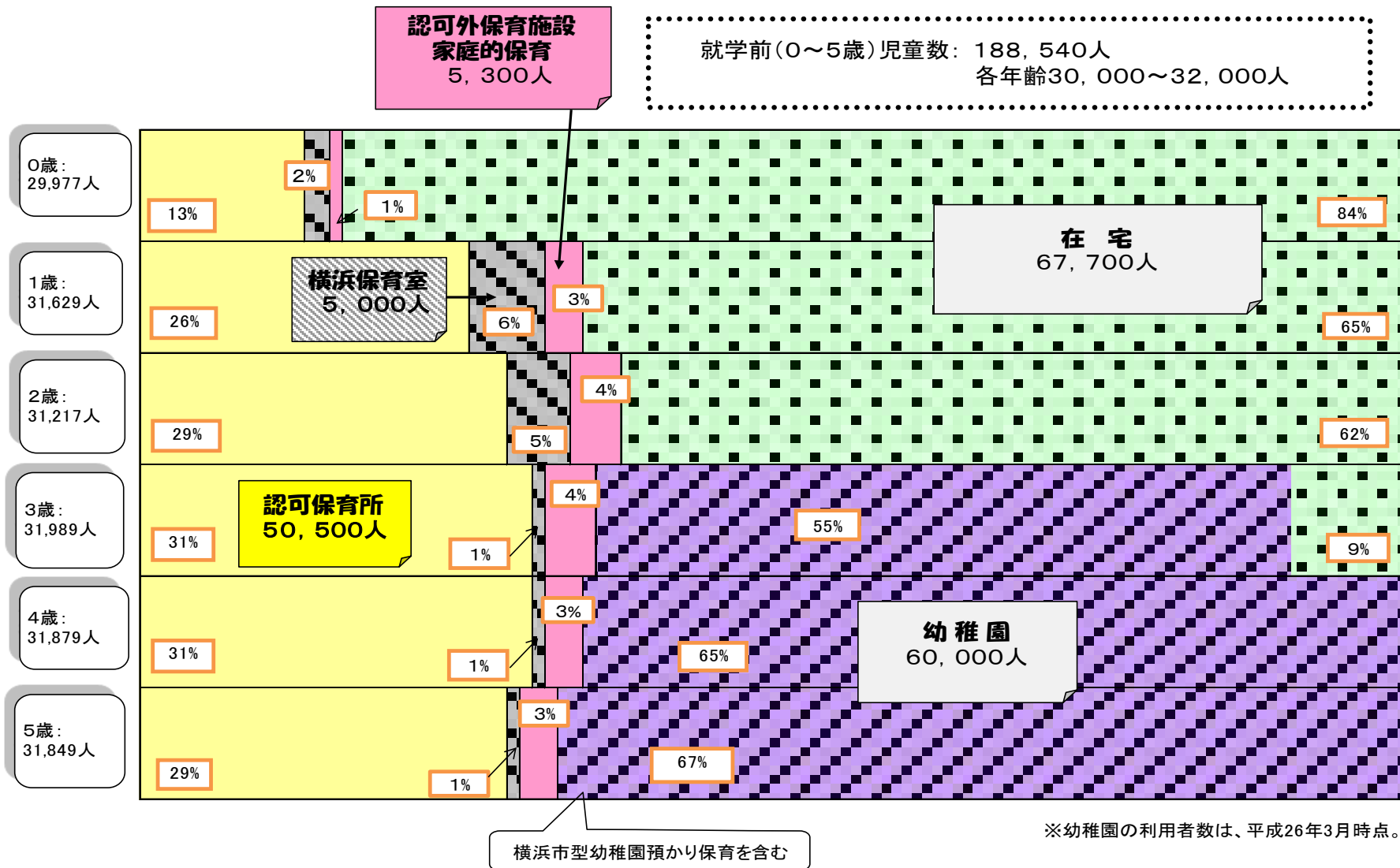
高等学校等卒業後の就職率



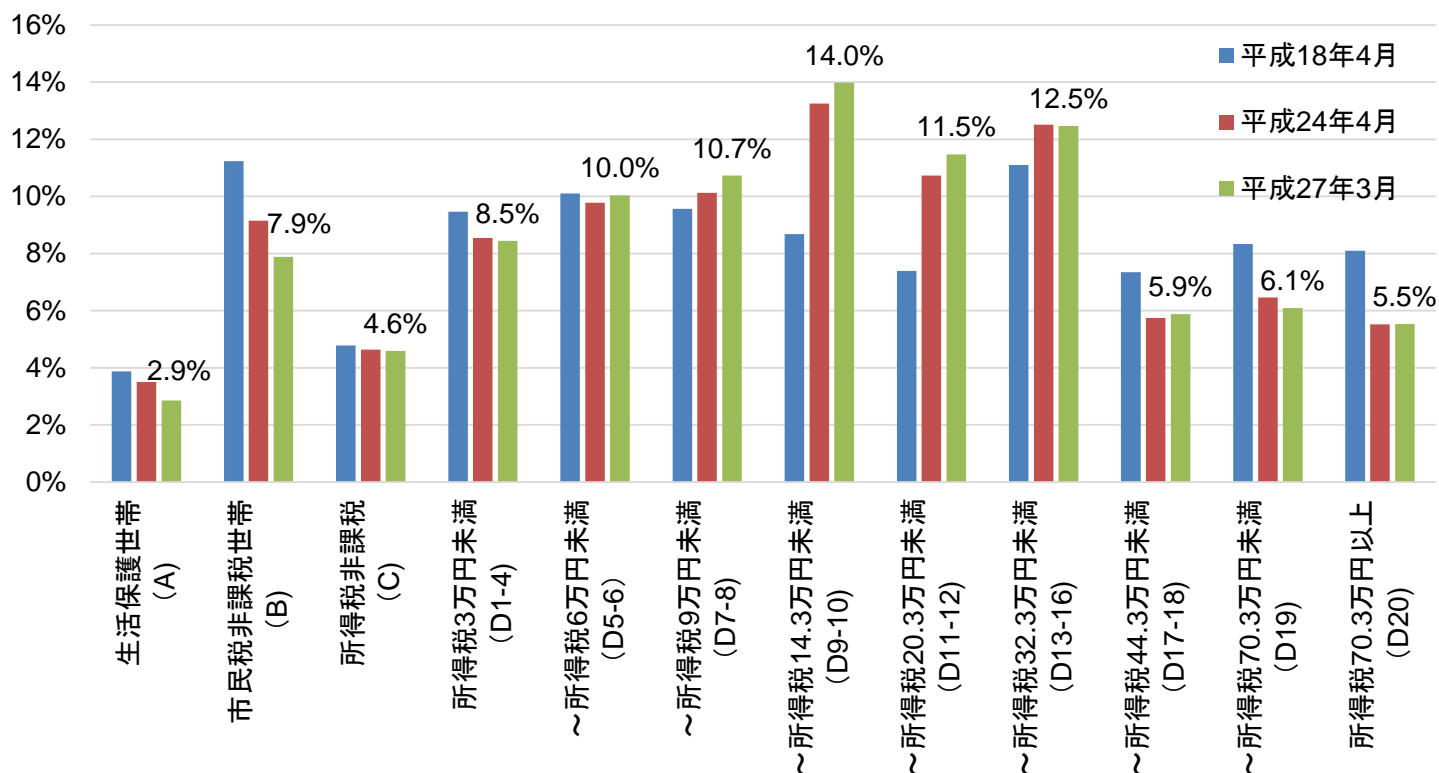
- 平成26年4月現在、高等学校卒業後の進学率は、本市全体では85.2%であるのに対し、児童養護施設の子どもは31.6%で、50ポイント以上の格差が生じている。全国、神奈川県の児童養護施設の子どもと比較すると、比較的本市の進学率は高い
- 高等学校卒業後の就職率は68.4%であり、就職を希望する児童の割合は高い

4 子育て世帯の所得に関する状況

4-1 本市の就学前児童の在籍状況（平成26年4月1日時点）



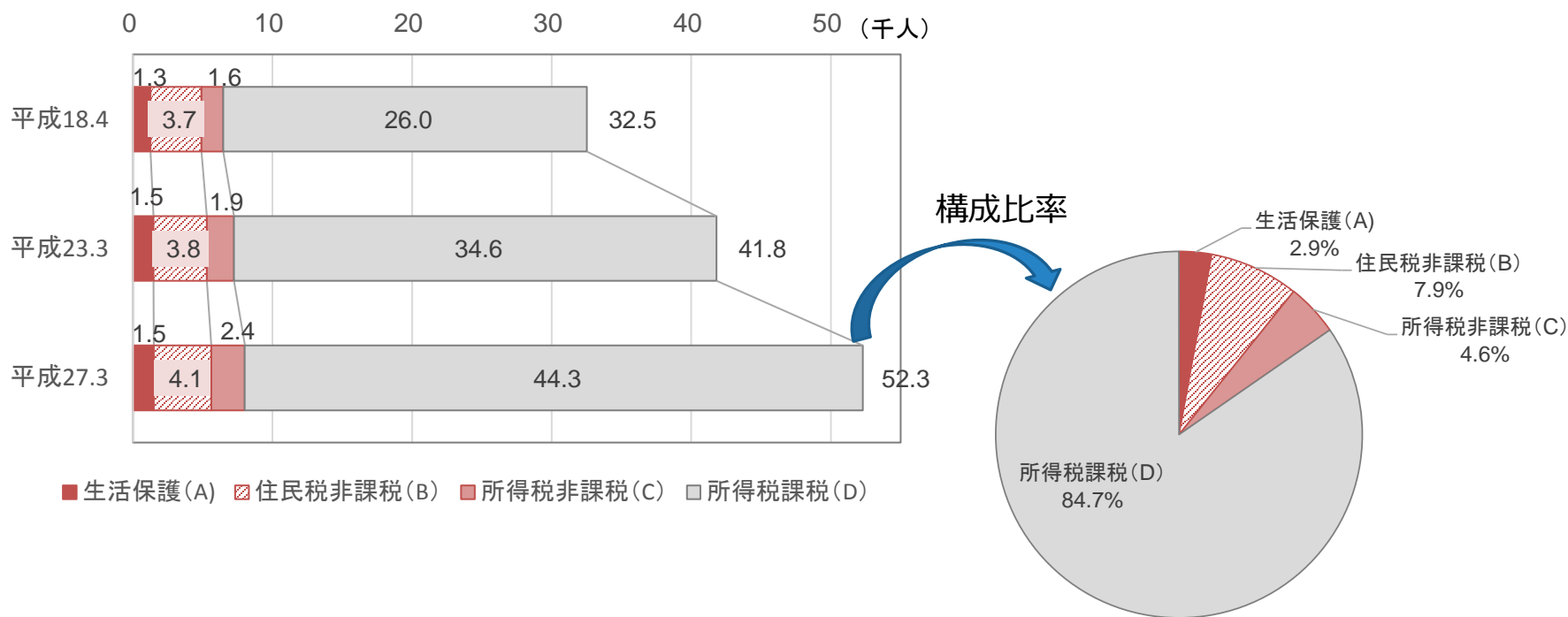
4-2 保育料階層区分別利用者の分布状況



※階層区分は平成18年、平成23年の区分で表記。平成27年は旧区分に合わせて割り当てている

- 平成18年から平成27年にかけて、保育所利用者全体に占める生活保護世帯、市民税非課税世帯の割合は減少している一方で、D17階層より上の高所得者層の割合も減少している
- 上記は、待機児童解消に向けた保育定員の増加に伴い、D9～D16階層の利用者数が大きく増加したため

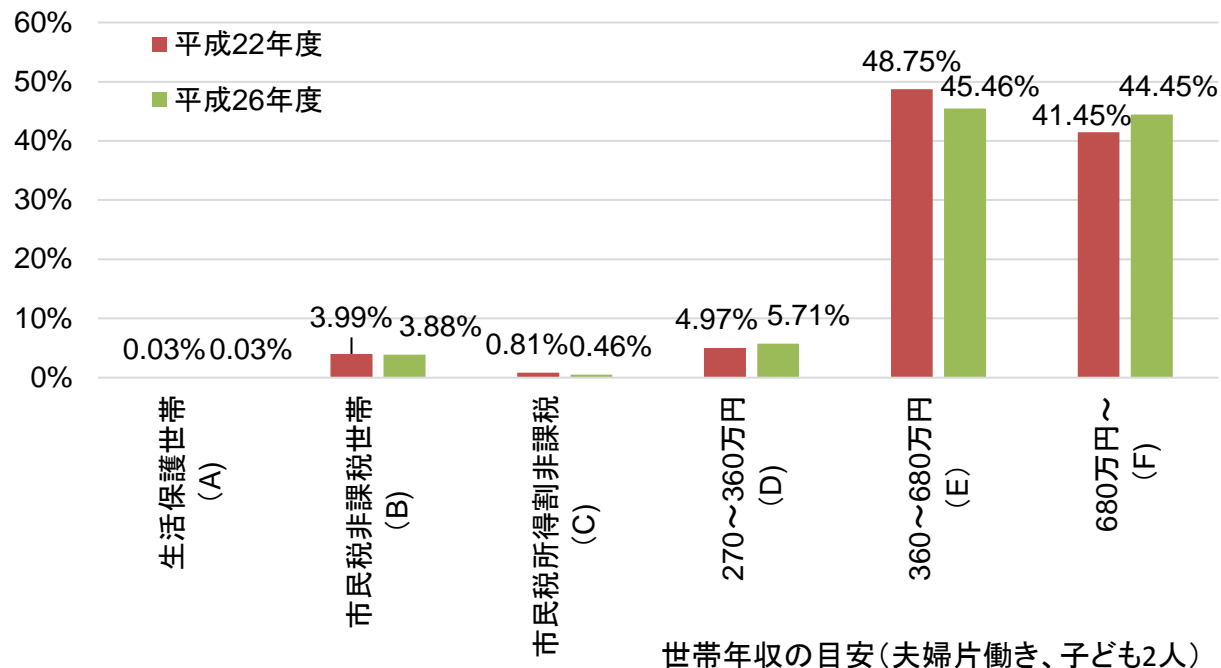
4-3 保育料階層区分別利用者数



※階層区分は平成18年、平成23年の区分で表記。平成27年は旧区分に合わせて割り当てている

- 平成18年から平成27年にかけて、保育所利用者数は約3万3千人から約5万2千人に増加した
- 平成27年3月時点の保育所利用者に占める生活保護世帯の比率は2.9%、住民税非課税世帯は7.9%、所得税非課税世帯は4.6%となっている

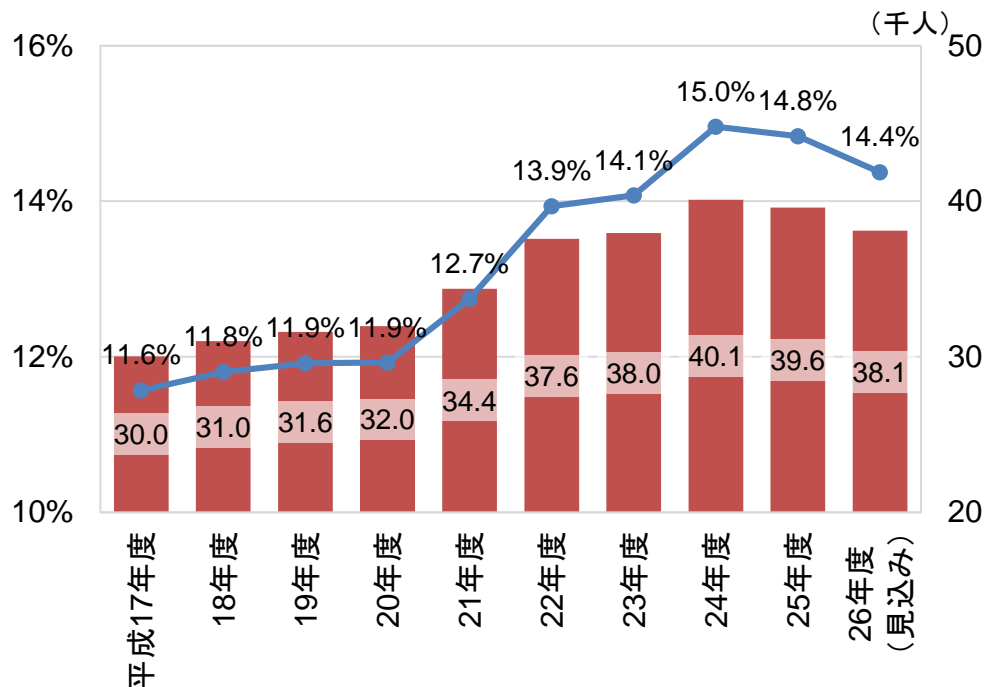
4-4 幼稚園就園奨励補助階層区分別 利用者の分布状況



※世帯年収の目安は、給与所得を得ている夫婦片働きで子どもが2人の世帯として概算

- 幼稚園に就園している生活保護世帯の子どもはほとんどいない
- 平成26年度における幼稚園利用者全体に占めるE、F区分の割合は9割を占める

4-5 就学援助認定者数、認定率（在籍者に対する比率）の推移



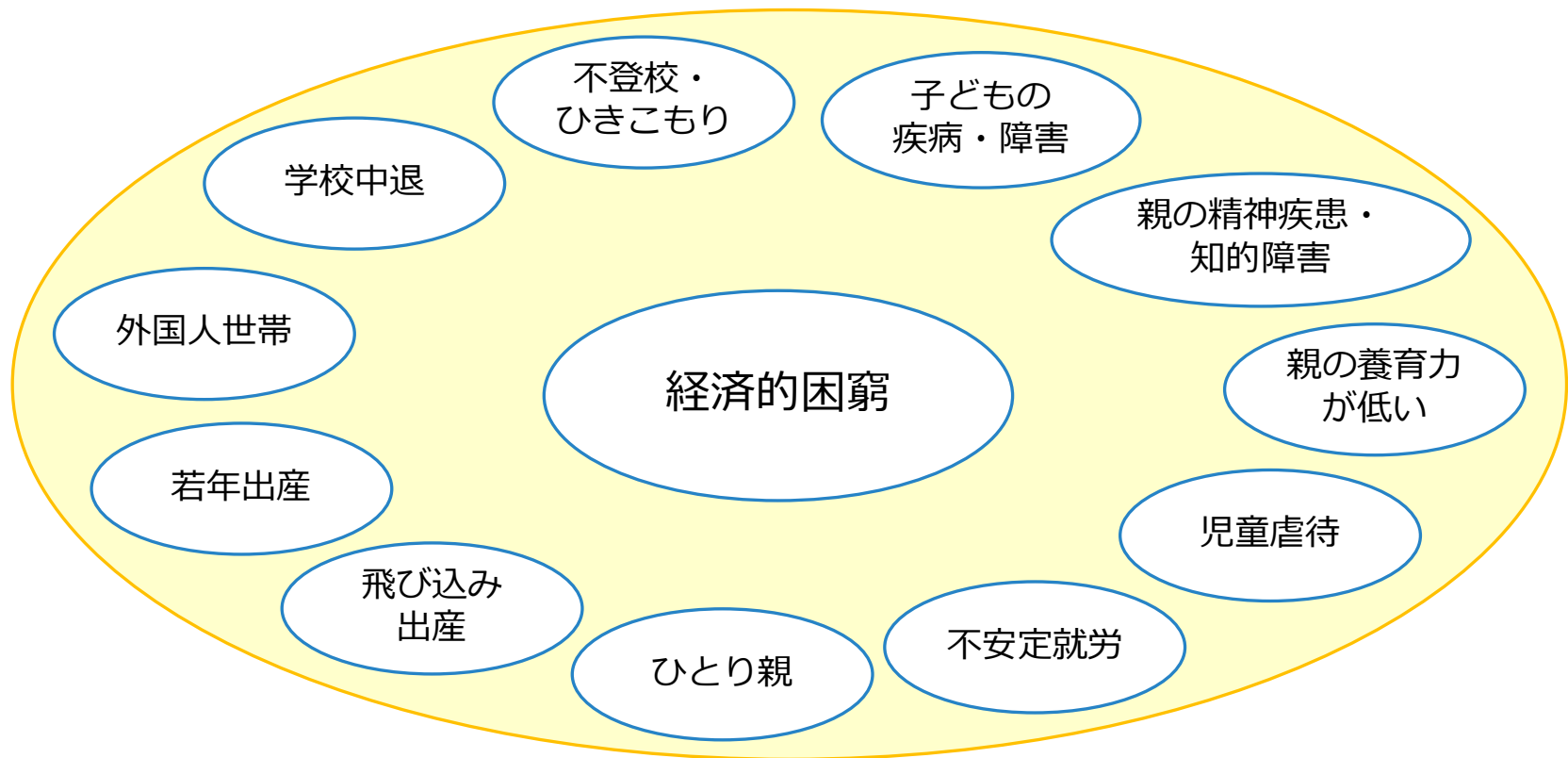
本市における就学援助所得基準額
(4人世帯の場合)

年度	所得基準額 (4人世帯)
平成17年度	3,545,810円
平成18年度	3,515,090円
平成19年度	3,515,090円
平成20年度	3,515,090円
平成21年度	3,521,930円
平成22年度	3,583,370円
平成23年度	3,583,370円
平成24年度	3,583,850円
平成25年度	3,582,890円
平成26年度	3,442,942円
平成27年度	3,442,942円

- 就学援助認定者数は平成17年度から平成25年度で約1万人増加し、約4万人となった。平成25年度の就学援助率は14.8%となっている
- 平成26年度に就学援助所得基準額が変更されたこともあり、平成26年の就学援助認定者数、認定率は減少している

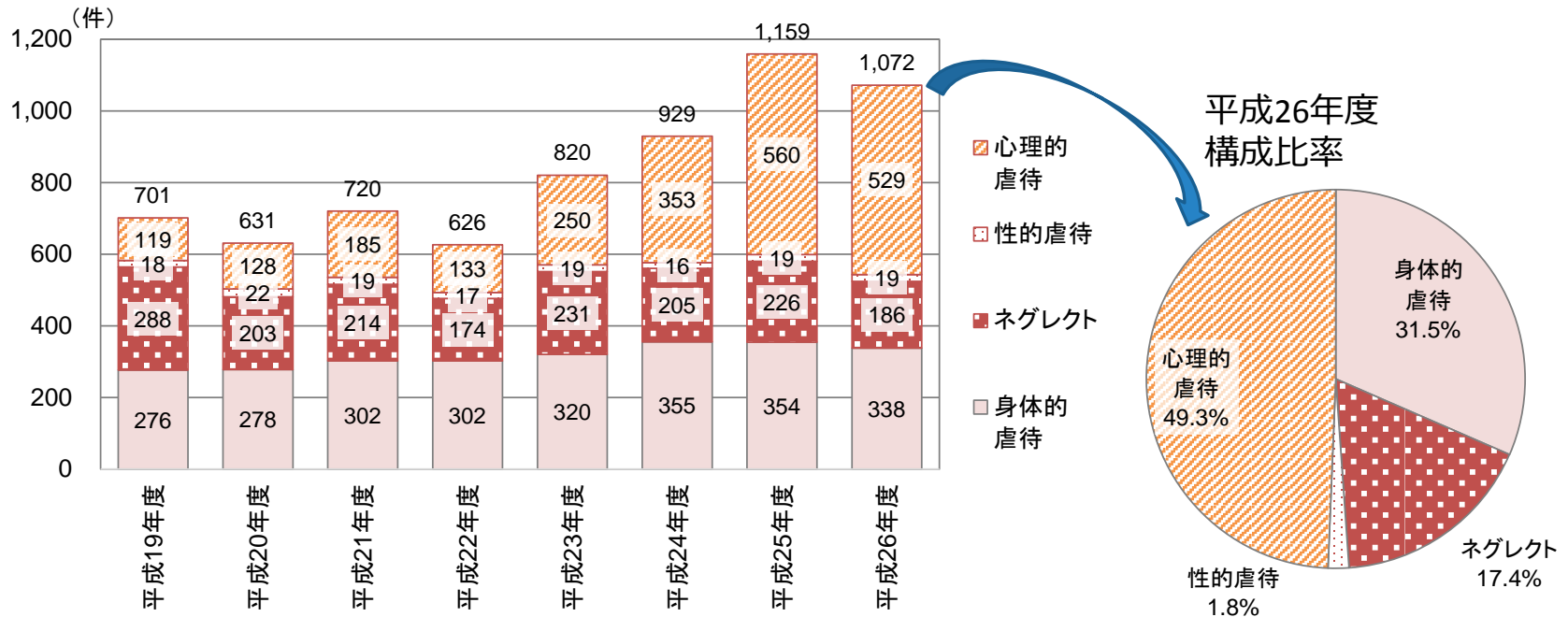
5 子どもの貧困との関連が示唆される 各種情報の整理

5 子どもの貧困との関連が示唆される複合的困難



- 経済的困窮世帯が複合的に抱える困難として、本市の支援者ヒアリングから把握された要因のうち、統計データでの状況把握が可能であった「児童虐待」、「若年出産」、「母子保健へのアクセス状況」、「障害（身体、知的、精神）」、「児童・生徒の不登校」、「外国につながる児童・生徒」等について整理した

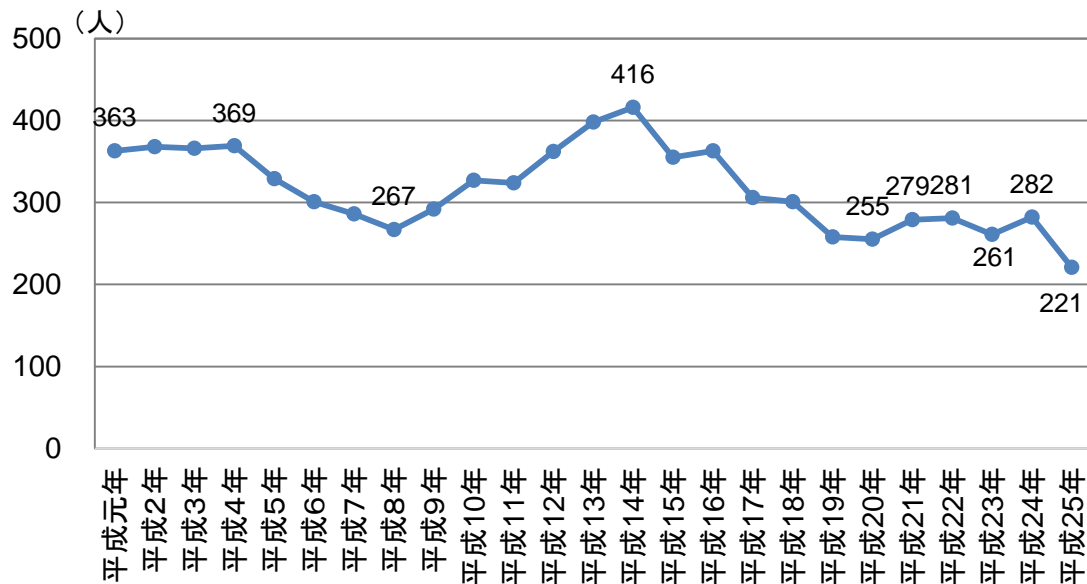
5-1 新規児童虐待把握件数の推移



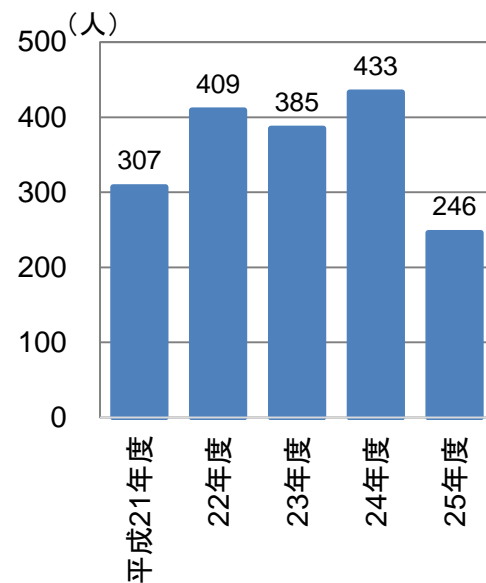
- 新たに把握した児童虐待把握件数は、平成25、26年度は1,000件を超えている
- 平成25年から、家庭内で保護者間の暴力があり「子どもがその様子を見ている」というDVに関する通告を児童虐待に含めることとしたため、「心理的虐待」の件数が大きく増加している

5-2 10代の母親の出生数・出生後母子手帳交付数の推移

母親の年齢が19歳以下の出生数



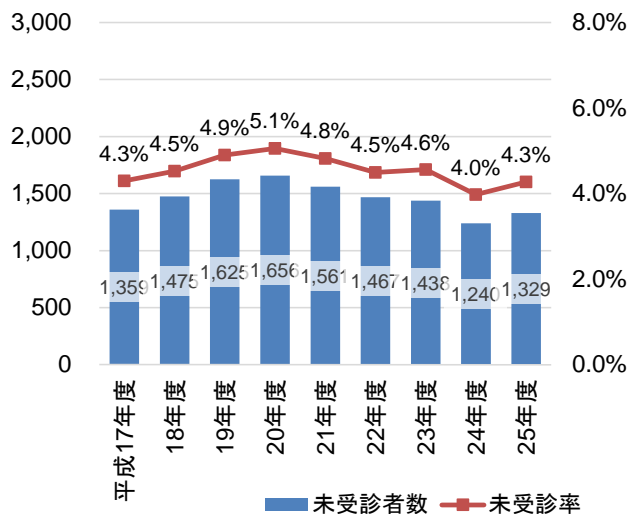
出産後の母子手帳交付数



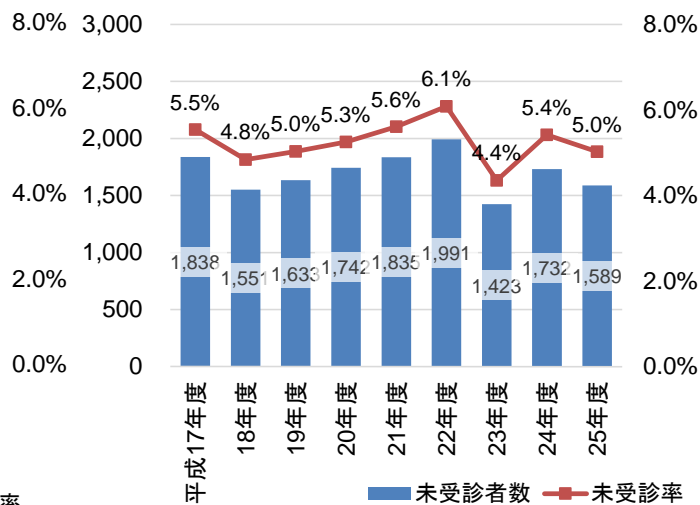
- 国の「子ども虐待による死亡事故例の検証結果等について（第10次報告）」では、望まない妊娠や、母子健康手帳が未発行のケースで、児童虐待のリスクが高いと指摘している
- 母親の年齢が19歳以下の出生数は、平成14年度の416人が最も多く、平成25年度は221人であり、直近の10年で見ると減少傾向にある
(なお、母親の年齢が15歳未満の出生数は、平成17年の4名を除くと、0~2名で推移している)
- 出産後に母子手帳が交付された数は平成25年度は246件となっている

5-3 乳幼児健診未受診者数の推移

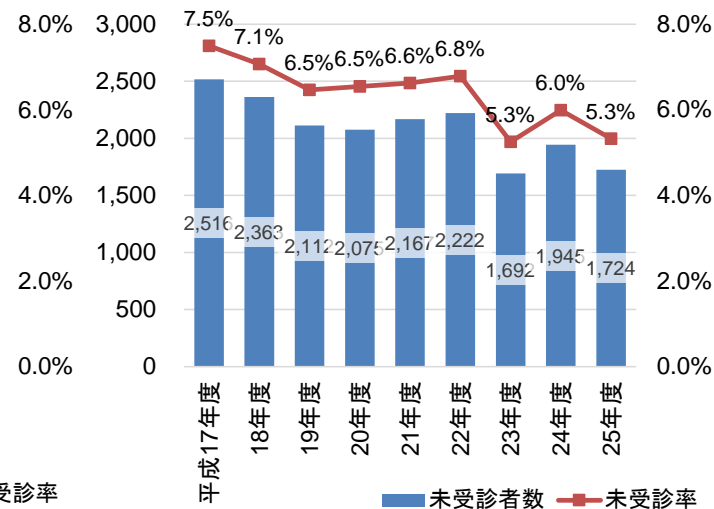
4ヶ月児健診



1歳6ヶ月児健診

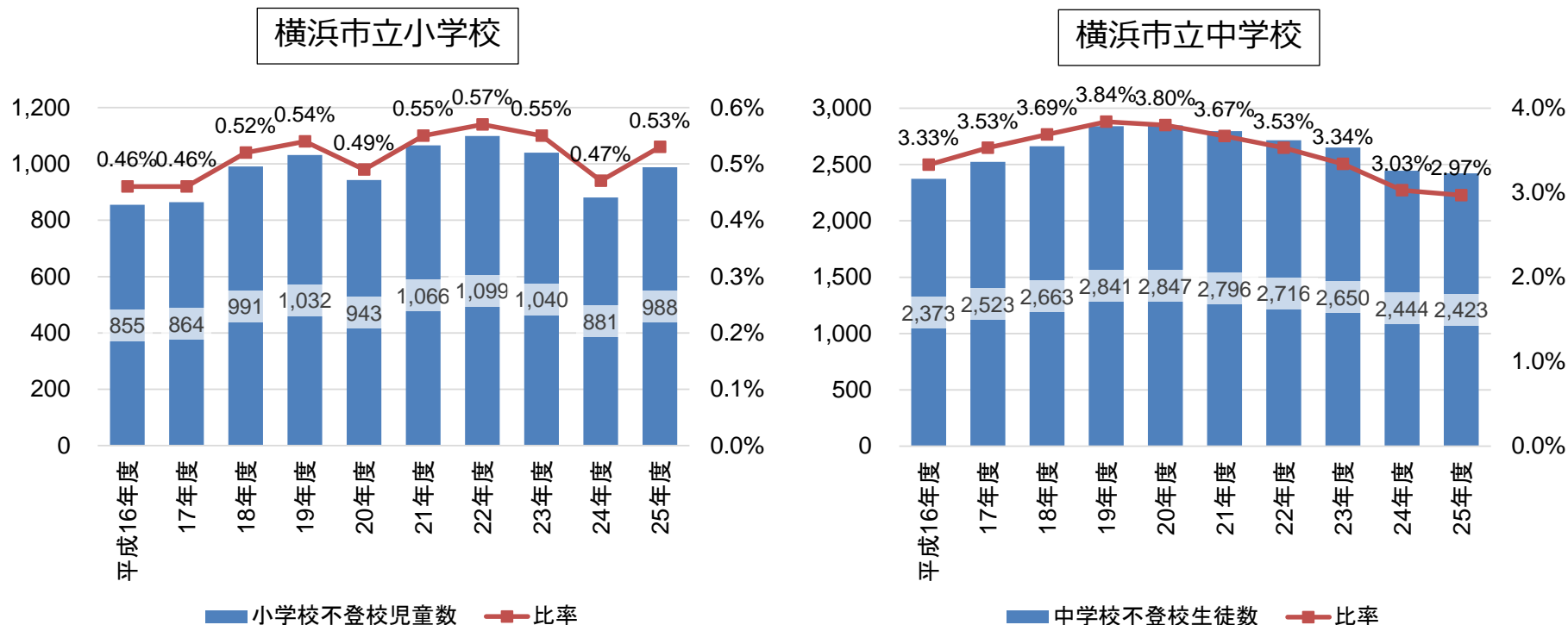


3歳児健診



- 乳幼児健康診査の未受診は、国の「子ども虐待による死亡事故例の検証結果等について（第10次報告）」、児童虐待につながるリスクが高いと指摘されている
- 平成23年度から1歳6か月児健診、3歳児健診の未受診者に対する電話かけ等の対策が強化され、平成23年度の未受診者数が減少した
- 本市における乳幼児健診未受診者数（平成25年度）は、4か月健診で4.3%、1歳6か月健診で5.0%、3歳健診で5.3%となっている

5-4 不登校の状況（横浜市立小中学校）



- 市立小学校の不登校児童の割合は0.5%前後で推移している
- 市立中学校の不登校生徒の割合は、直近10年間では平成19年の3.84%をピークに徐々に減少し平成25年度は2.97%となっている
- 「指導の結果、登校できるようになった児童生徒」で特に効果があった取組として、小学校では「登校を促すため電話を掛けたり迎えに行ったりした」、中学校では「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」が最も多くなっている※

※「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」横浜市教育委員会事務局 平成26年10月

5-5 子ども・若者におけるひきこもり群の推計結果

横浜市子ども・若者実態調査 調査概要	
調査対象	市内に居住する満15歳以上39歳以下の男女個人
標本数	3,000人
標本抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・訪問回収調査
調査時期	平成24年8月27日～9月17日
有効回答数	1,386人（46.2%）

内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」による定義に基づき、「横浜市子ども・若者実態調査」（平成24年度）を実施し、本市におけるひきこもり群を推計

ひきこもり群の定義

ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する

ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける

自室からは出るが、家からは出ない

自室からはほとんど出ない

※上記の状態となって6か月以上と回答したもの

※上記の状態となったきっかけが、自宅での仕事、妊娠、育児、家事、統合失調症、身体的な病気と回答したものを除く

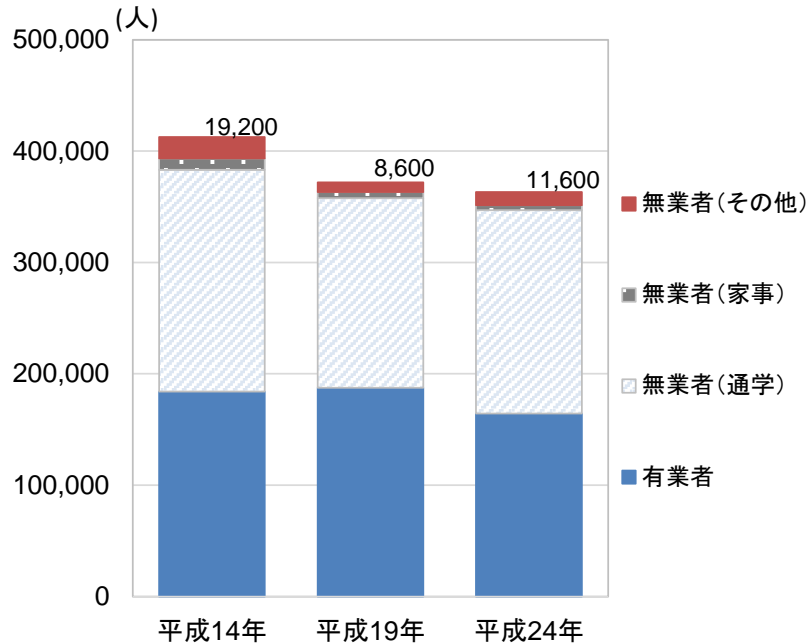
- 本市における15～39歳の子ども・若者のうち、ひきこもり群の推計数※¹（平成24年現在）は、0.72%、約8,000人
- 内閣府による、全国の推計値※²（平成21年現在）は1.79%、約70万人

※¹「横浜市子ども・若者実態調査」横浜市 平成25年3月

※²「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」内閣府 平成21年度（標本数5,000人、回収率65.7%）

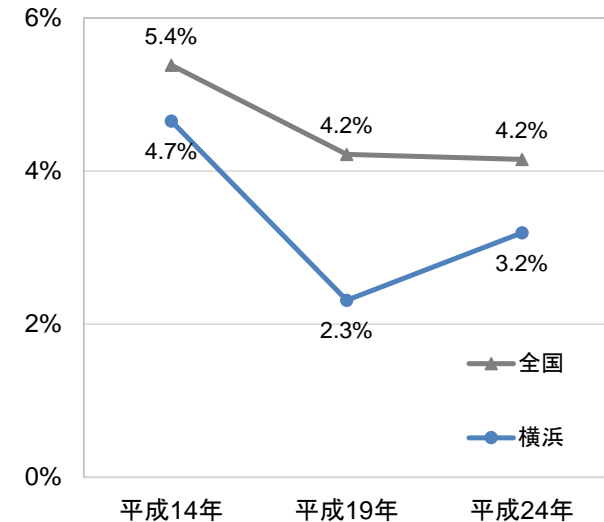
5-6 若年無業者（15～24歳）の状況

本市の有業者・無業者
（15～24歳）の推移



※「就業構造基本調査」総務省 10月1日現在

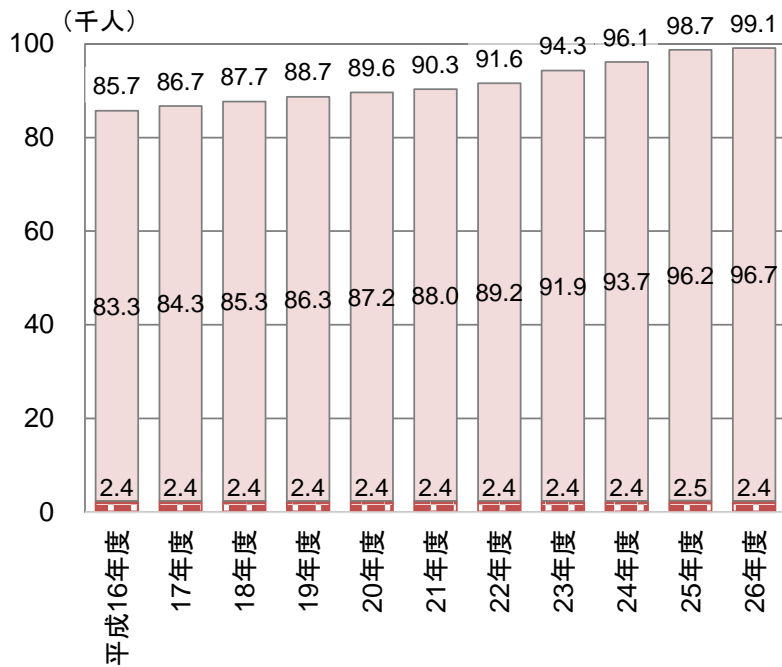
家事や通学をしていない無業者の比率
（15～24歳、全国・横浜）



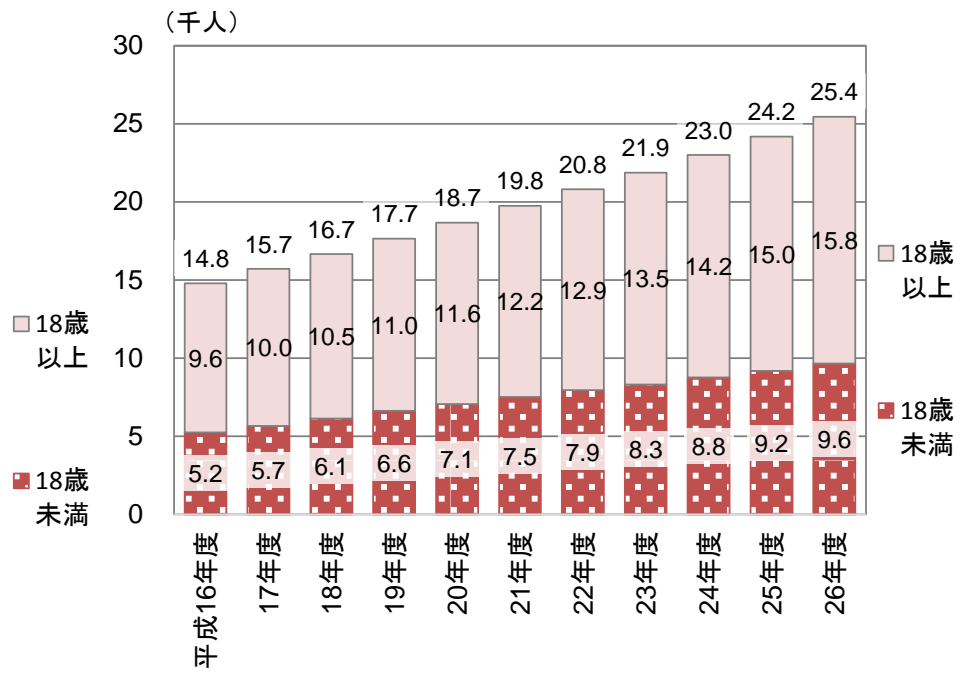
- 平成24年就業構造基本調査によれば、本市の15～24歳の子ども・若者のうち、家事や通学をしていない無業者は3.2%、11,600人となっている。
- 本市の15～24歳の家事や通学をしていない無業者の割合は全国と比べてやや低い傾向にある。

5-7 障害者手帳交付状況（身体障害者・知的障害者）

身体障害者手帳交付数

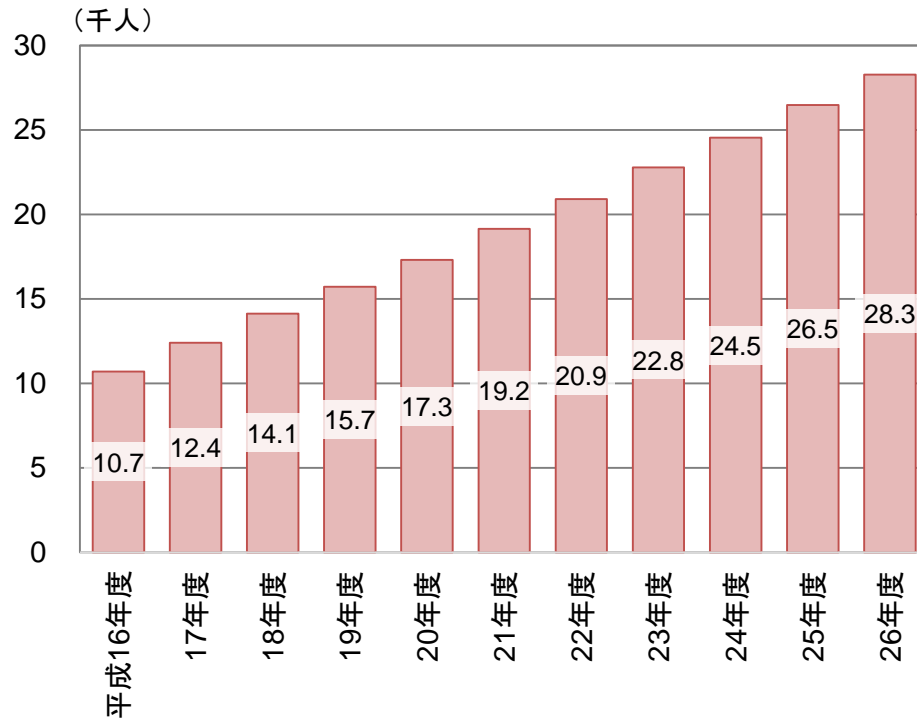


知的障害者（療育手帳）交付数



- 18歳未満の身体障害者手帳の交付数は平成26年度に2千4百人程度で横ばいの傾向
- 18歳未満の療育手帳の交付数は平成26年度は9千6百人で、過去10年で1.8倍に増加した

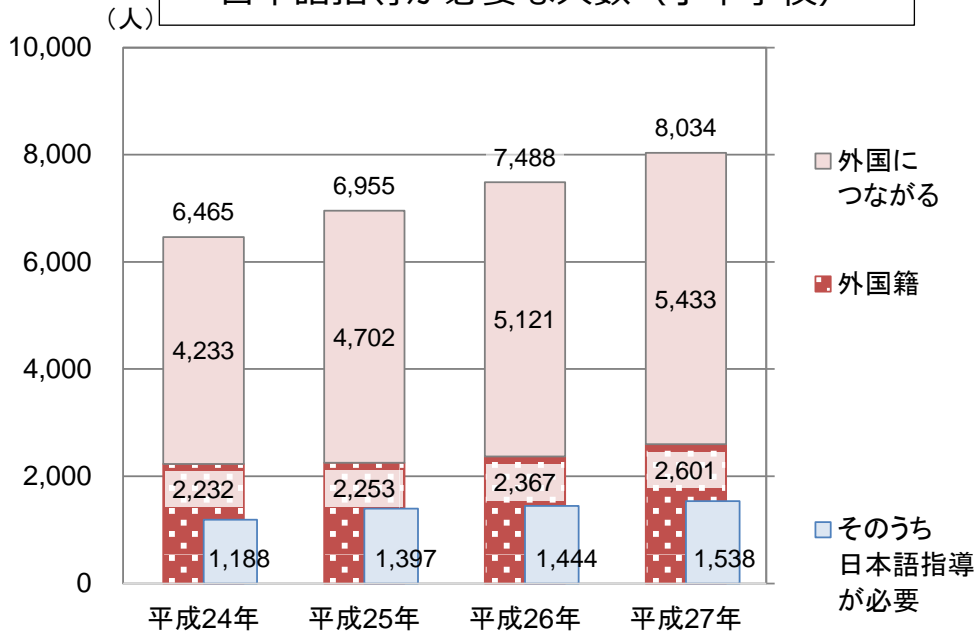
5-7 障害者手帳交付状況（精神障害者保健福祉手帳所持者数）



- 本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成16年度に1万人程度であったが、平成26年度は2万8千人を超え、過去10年で2.5倍以上に増加した

5-8 外国籍・外国につながる子ども・日本語指導が必要な児童生徒数

横浜市における外国籍等の児童生徒のうち
日本語指導が必要な人数（小中学校）



※各年5月1日現在

※国籍及びつながる国の総数(平成27年現在):96カ国

国籍別 外国籍の児童・生徒数
(平成27年5月1日現在)

国籍	児童生徒数	比率
中国（台湾を含む）	1,115	42.9%
フィリピン	354	13.6%
韓国・朝鮮	256	9.8%
ベトナム	232	8.9%
ブラジル	155	6.0%
ペルー	122	4.7%
タイ	35	1.3%
アメリカ合衆国	32	1.2%
その他	300	11.5%
外国籍 合計	2,601	100.0%

- 外国籍及び外国につながる子どもは、平成27年現在本市の小中学校に8,034人在籍しており、そのうち1,538人が日本語指導を必要としている
- 日本語指導が必要な児童生徒数は平成24年からの3年で約30%増加した
- 外国籍の児童・生徒では中国籍が最も多く42.9%を占めるが、国籍及びつながる国の総数は96カ国にのぼる